

泉佐野市国民保護計画

令和元年 月

大阪府泉佐野市

令和元年 8 月 15 日版

赤字：現行計画からの修正箇所

目次

第1編 総論	- 1 -
第1章 総則	- 1 -
第1節 目的	- 1 -
第2節 事態対処法制	- 1 -
第3節 国民保護措置等	- 4 -
第4節 国民保護計画	- 6 -
第2章 基本方針	- 10 -
第3章 関係機関の責務と役割	- 12 -
第1節 関係機関の責務等	- 12 -
第2節 関係機関の事務又は業務の大綱	- 14 -
第4章 市の地理的、社会的特徴	- 18 -
第1節 地形	- 18 -
第2節 気候	- 18 -
第3節 人口分布	- 18 -
第4節 道路の位置等	- 18 -
第5節 鉄道、空港、港湾の位置等	- 19 -
第6節 主な施設等	- 19 -
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	- 20 -
第1節 武力攻撃事態	- 20 -
第2節 緊急対処事態	- 23 -
第3節 N B C兵器による攻撃	- 25 -
第6章 緊急対処事態への対処	- 29 -
第1節 基本的事項	- 29 -
第2節 緊急対処事態対策本部	- 29 -
第3節 緊急対処保護措置の実施	- 29 -
第7章 用語の意義	- 31 -
第2編 武力攻撃事態等への対処	- 34 -
第1章 実施体制の確立	- 34 -
第1節 実施体制の確立	- 34 -

第2節 市国民保護対策本部の設置等	- 38 -
第3節 関係機関との連携協力の確保	- 42 -
第2章 住民の避難	- 46 -
第1節 警報及び緊急通報	- 46 -
第2節 避難の指示・退避の指示	- 51 -
第3節 避難誘導	- 55 -
第3章 避難住民等の救援	.63
第1節 救援の実施	.63
第2節 安否情報の収集・提供	.72
第4章 武力攻撃災害への対処	- 79 -
第1節 関係機関の役割	- 79 -
第2節 応急措置等の実施	- 80 -
第3節 生活関連等施設の安全確保	- 85 -
第4節 N B C 攻撃による災害への対処	- 93 -
第5節 保健福祉・衛生	- 95 -
第6節 廃棄物の処理	- 98 -
第7節 被災情報の収集・報告・公表	- 100 -
第5章 国民生活の安定	- 102 -
第3編 平素からの備え	.104
第1章 組織・体制の整備	.104
第1節 市における組織・体制の整備	.104
第2節 関係機関との連携	.106
第3節 研修	.107
第4節 情報収集・提供	.108
第5節 広報・啓発	.109
第6節 訓練	.109
第7節 備蓄	.110
第2章 避難・救援・災害対処	.112
第1節 避難	.112
第2節 救援	.116
第3節 災害対処	.116
第3章 特殊標章等の交付及び管理	.118

第4編　復旧等	121
第1章　施設の応急復旧	121
第1節　基本的事項	121
第2章　武力攻撃災害の復旧	123
第1節　国における所要の法制の整備	123
第2節　所要の法制が整備されるまでの復旧	123
第3章　国民保護措置に要した費用の支弁等	124
第1節　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	124
第2節　損失補償、損害補償及び損失補てん	124
第4章　国民の権利利益の救済に係る手続等	125
第1節　国民の権利利益の迅速な救済	125
第2節　国民の権利利益に関する文書の保存	125

第1編 総論

第1章 総則

第1節 目的

1 目的

この計画は、市域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

2 対象

この計画は、市域の住民はもとより、武力攻撃事態等の発生の際に、通勤、通学、旅行などで市域に滞在する者や、行政区域を越えて市域に避難してきた者も保護の対象とする。また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。

第2節 事態対処法制

1 事態対処法

平成15年6月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。

2 関連法制

武力攻撃事態等の対処にあたっては、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を実施することとされている。これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。

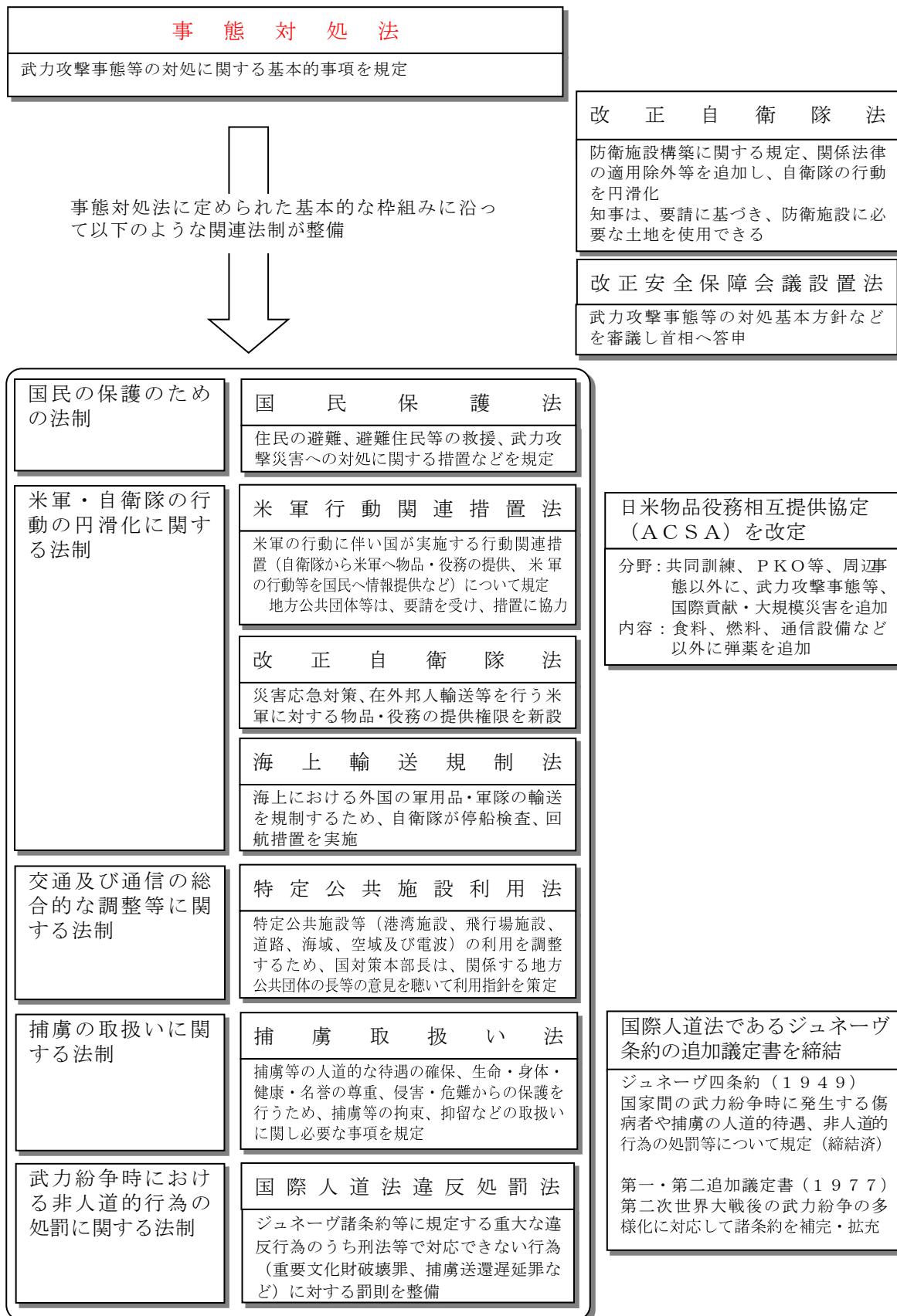
- i 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ii 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施す

- る措置に関する法律（米軍行動関連措置法）
- iii 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）
 - iv 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）
 - v 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）
 - vi 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）
 - vii 自衛隊法の一部を改正する法律

このうち国民保護法は、武力攻撃事態等における国民の保護について、国、地方公共団体、指定公共機関等の具体的な役割分担等を定めるとともに、避難、救援、武力攻撃災害への対処等に関する措置等に関し必要な事項を定めたものである。

また、関連する条約としては、ジュネーヴ諸条約のほか、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第二追加議定書）がある。また、日本国とアメリカ合衆国との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）がある。

《図：武力攻撃事態等への対処に関する法制》



第3節 国民保護措置等

国民保護法では、武力攻撃等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国や地方公共団体などは国民保護措置等を実施することとされている。

武力攻撃等が発生した場合、国・府・市町村等は、以下のような流れで、国民保護措置等を実施することになる。《図：国民保護措置等の実施の流れ》

「武力攻撃」(我が国に対する外部からの武力攻撃) や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」(大規模テロ等) が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「事態対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。

これを受け、府、市町村は、「国民保護対策本部」等を設置し、国民保護計画に基づき、「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」を実施する。

「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」は、主として、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処により構成されている。

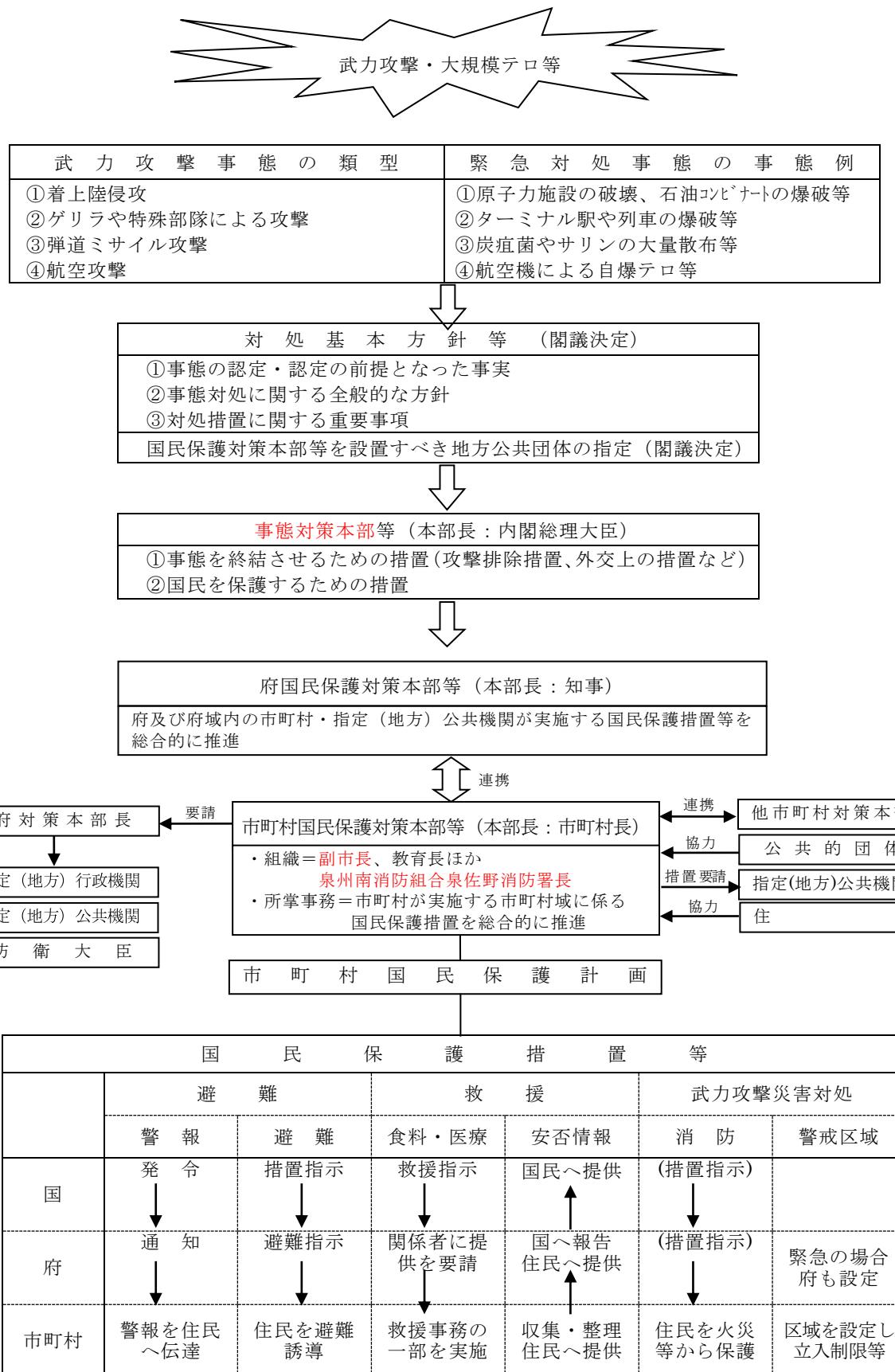
「避難」では、まず事態の発生に伴い、国が警報を発令し、府は市町村へ通知し、市町村が住民へ伝達する。次に、国が要避難地域と避難先地域を定めるので、これを受け、府は主な避難経路と交通手段等を示し、市町村を通じて住民へ避難指示を行い、市町村が住民を避難誘導する。

「救援」では、市町村は、府から指示を受け、又はこれを補助して、避難施設等において、関係機関等の協力を得ながら、避難住民等に対し、水、食料や医療の提供などを行う。

また、安否情報については、市町村が中心となって収集し、その情報を府は整理して国へ報告を行い、住民等への提供は、市町村、府及び国が、個人情報の保護に十分留意し、実施する。

「災害対処」では、市町村等が消火活動などを行うとともに、府等と協力して、警戒区域を設定し、立入制限などを行い、二次災害を防止する。

《図：国民保護措置等の実施の流れ》



第4節 国民保護計画

1 国民保護計画の策定の流れ

国民保護措置等の実施にあたっては、国民保護計画をあらかじめ策定し、これに基づき実施することになっている。

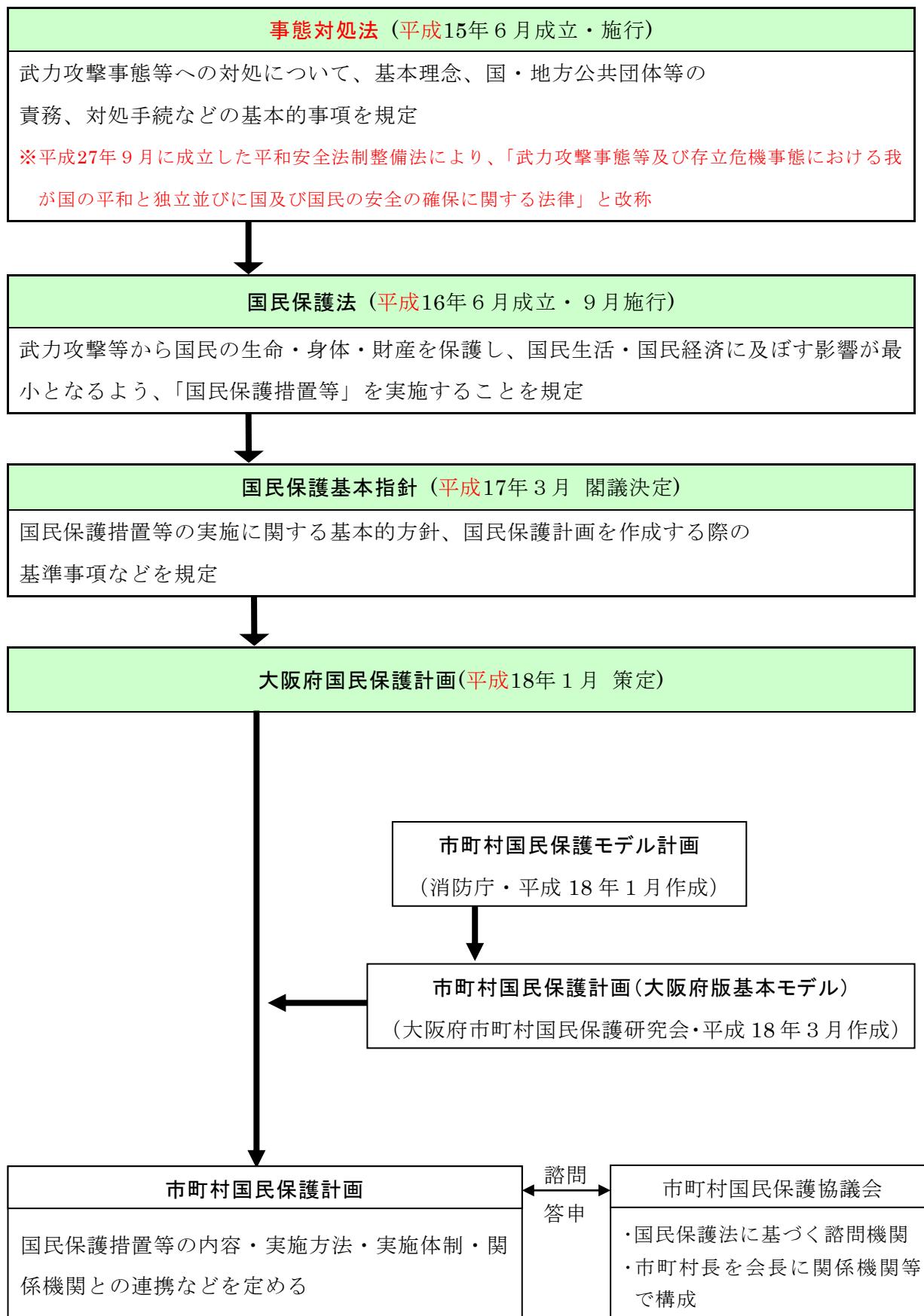
国民保護法では、計画策定のガイドラインとなる「国民の保護に関する基本指針」（以下、「国民保護基本指針」という。）を国が作成することになっており、平成17年3月に閣議決定された。

知事は、これに基づいて、平成18年1月、「大阪府国民保護計画」を策定した。

また、府計画との整合性を確保するとともに、市町村の計画づくりが円滑に進むよう、大阪府及び府内各ブロックから選出された8市で構成する「大阪府市町村国民保護研究会」が設置され、消防庁の「市町村国民保護モデル計画」（平成18年1月作成）を踏まえ、平成18年3月、「市町村国民保護計画（大阪府版基本モデル）」が作成された。

市長は、これらを踏まえ、「国民保護協議会」を設置し、諮問したうえで、「**泉佐野市国民保護計画**」を策定した。

《図：国民保護計画の策定の流れ》



2 市国民保護計画

(1) 計画の位置づけ

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民保護基本指針及び国民保護計画に基づき、住民等の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する責務を有する。市長は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条及び第182条の規定に基づき、国民保護措置等を実施するための基本的な枠組みを定めるものとして、市国民保護計画を策定する。

また、本計画策定後、別途具体的な実施手順等を定める「実施マニュアル」を作成するなどして、本計画に基づく措置を円滑に実施できるよう努める。なお、計画や実施マニュアルの作成にあたっては、泉佐野市地域防災計画等に基づく取組みの蓄積ができる限り活用する。

(2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項及び同法第182条第2項に規定する事項について定める（具体的には次のとおり）。

- i　市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ii　市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- iii　国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- iv　国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- v　国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- vi　緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項
- vii　前各号に掲げるもののほか、市域に係る国民保護措置等に関し市長が必要と認める事項

(3) 計画の作成・見直しと変更手続

ア　市国民保護計画の作成

市国民保護計画の作成にあたって、国民保護法第35条及び第39条第3項の規定に基づき、次の手続等をとる。

- i　泉佐野市国民保護協議会に諮問する。
- ii　指定行政機関の国民保護計画、府国民保護計画及び他の市町村の国民

保護計画との整合性を確保する。なお、他市町村と関係のある事項を定めるときは、当該市町村長の意見を聴く。

- iii 知事に協議する。
- iv 市議会に報告する。
- v 住民に公表する。

イ 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、府計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。市国民保護計画の見直しにあたっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

ウ 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するなど計画作成時と同様の手続をとる。

ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問、知事への協議は行わない。

エ 実施マニュアルの作成等

実施マニュアルを作成・変更する場合には、関係機関と十分協議し、その意見を尊重する。また、計画と同様、不断の見直しを行う。

(4) 計画の作成又は変更に係る関係機関への協力要請

市長は、計画の作成又は変更のために必要がある場合には、指定（地方）行政機関の長、知事並びに指定（地方）公共機関及びその他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

第2章 基本方針

市は、以下の事項を国民保護に関する基本方針とし、特にこれらの事項に留意して、国民保護措置等を実施する。

1 基本人権の尊重

国民保護措置等の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保

国、府、近隣市町村並びに指定（地方）公共機関と平素から情報の共有化を図り、相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定により、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民の協力は、その自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあつてはならないことに留意する。

また、避難や救援などにおいて国民の自発的協力が得られるよう、平素から広報・啓発等に努める。

6 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

指定（地方）公共機関の国民保護措置等の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

7 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、きめ細やかな保護について留意する。

また、国民保護措置等を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じた安全の確保に十分に配慮する。

9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置等の実施に際しては、地域防災計画その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。

また、自然災害への対応の中で培ってきた様々な蓄積を活かしつつ、消防団及び自主防災組織等の充実・活性化などに努めるとともに、ボランティアへの支援を行うなど地域防災力のより一層の強化を図る。

第3章 関係機関の責務と役割

第1節 関係機関の責務等

国民保護措置等の実施主体である市及び国・府等の関係機関の責務等は、次のとおりである。

1 国

国は、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民保護措置等を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置等を的確かつ迅速に支援し、並びに国民保護措置等に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全體として万全の態勢を整備するものとされている。

2 府

府は、自ら住民に対する避難の指示、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、府域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進するものとされている。

3 市

市は、自ら警報等の住民への伝達や避難誘導、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する。

4 消防組合

消防組合は、武力攻撃災害への対処や避難住民等の救援を行うとともに、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を行う。

5 消防団

消防団は、市長の指揮の下、武力攻撃災害への対処を消防組合と協力して行うとともに、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を他の関係機関と連携して行う。

6 府警察

府警察は、住民避難等のための交通規制を実施するとともに、市長等の要請に応じて、

避難住民の誘導や生活関連等施設の警備などの措置を行うものとされている。

7 第五管区海上保安本部等

第五管区海上保安本部等は、船舶内に在る者への警報等の伝達や避難住民の誘導、武力攻撃災害への対処などの措置を行うものとされている。

8 自衛隊

自衛隊は、知事から避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置等に関する要請を受けた場合で、防衛大臣が事態やむを得ないと認めるとき、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じない範囲で、可能な限り国民保護措置等を実施するものとされている。

9 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置等を実施するものとされている。

10 住民の協力

市町村等は、国民保護法の規定により、①避難住民の誘導に必要な援助、②避難住民等の救援に必要な援助、③消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な援助、④保健衛生の確保に必要な援助について、安全性の確保に配慮したうえで、自発的な協力が得られるよう要請することができることとされている。

第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置等に関し、市・消防組合、府、指定地方行政機関及び指定（地方）公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

1 地方公共団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
府	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の通知6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、府の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、立入制限区域の指定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施

	<p>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>10 交通規制の実施</p> <p>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
消防組合	<p>1 警報等の伝達、避難住民の誘導、消防・救助・救急を含む武力攻撃災害への対処</p>

2 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	<p>1 管区内各府県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整</p> <p>2 他管区警察局との連携</p> <p>3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</p> <p>4 警察通信の確保及び統制</p>
近畿中部防衛局	<p>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</p> <p>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</p>
近畿総合通信局	<p>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</p> <p>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</p> <p>3 非常事態における重要通信の確保</p> <p>4 非常通信協議会の指導育成</p>
近畿財務局	<p>1 地方公共団体に対する災害融資</p> <p>2 金融機関に対する緊急措置の要請</p> <p>3 普通財産の無償貸付</p> <p>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</p>
大阪税関	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
大阪労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	<p>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</p> <p>2 農業関連施設の応急復旧</p>

近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 ライフライン（電気、ガス、工業用水道）の復旧対策 2 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 3 事業者（商工業等）の業務の正常な運営の確保
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
大阪管区気象台	1 気象状況の把握及び気象情報の提供
第五管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

3 指定（地方）公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び旅客の運送の確保

	2 緊急物資の運送及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路及び空港の管理者	1 河川管理施設、道路及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	1 要援護者支援等に対する協力 2 ボランティア活動に関する協力
公益財団法人 大阪府消防協会	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練

第4章 市の地理的、社会的特徴

第1節 地形

本市は、大阪府の南部に位置し、北西は大阪湾に面し、南東は和泉山脈の分水界を境界として直接和歌山県に、また北東は貝塚市、熊取町に、南西は田尻町、泉南市に接する。市役所の位置は、東経 135 度 19 分 48 秒、北緯 34 度 24 分 13 秒であり、市域は南北に細長く、面積は **56.51 km²** である。

本市は、地形的に北から臨海部、平野部、丘陵部、山地部のほぼ 4 つの地帯に区分され、臨海部は住宅と工業の混合地域、平野部は住宅と商業の混合地域、丘陵部はまとまった農地とともに住宅と工場の混合地域、山地部は森林地域として利用されている。

第2節 気候

瀬戸内式気候区に属し、穏やかな気候で、年平均気温は 16°C 前後、年平均風速は 2.3m/s 前後、雨量は年平均 1,270mm 程度である。(大阪管区気象台平成 6 年から平成 16 年調べ) 降雨は 6 月下旬を中心とする梅雨期、台風期を含む秋雨期に集中する。

第3節 人口分布

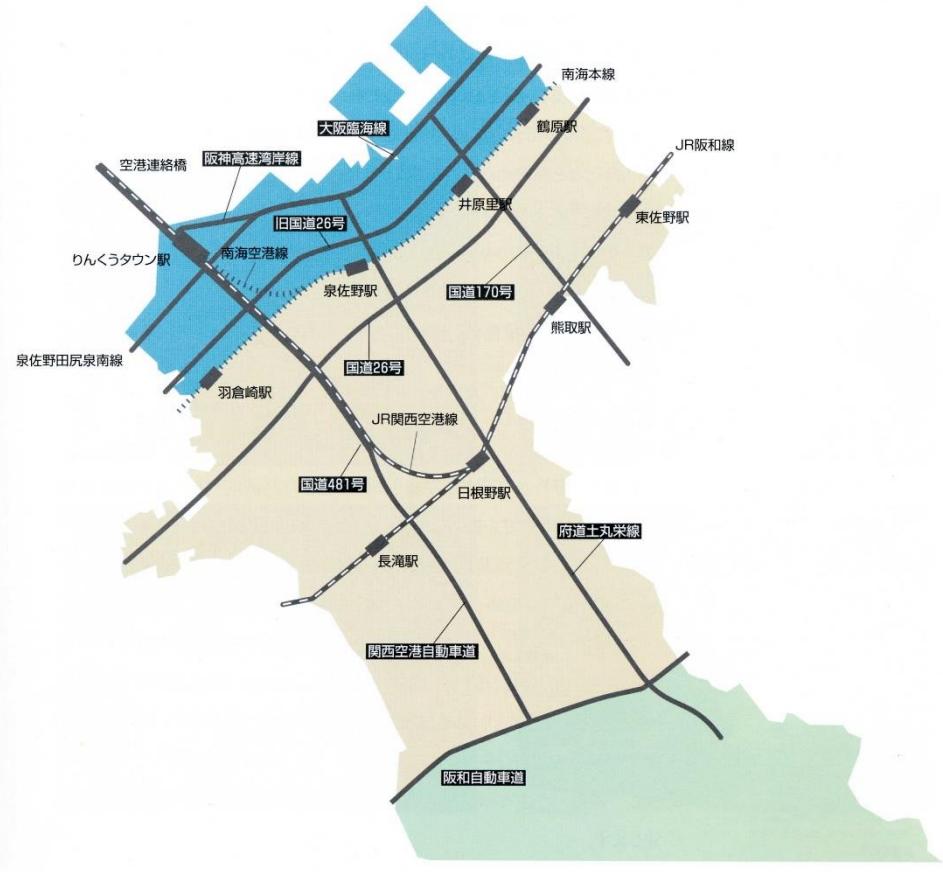
本市の人口は、昭和 **61** 年まで増加してきたが、地価の高騰等の影響を受け減少に転じた。しかし、関西国際空港開港の影響などを受けて平成 4 年以降は再び増加に転じ、**平成 27 年 10 月 1 日時点** (国勢調査) では、**100,966 人、41,566 世帯** となっている。一世帯当たり人員は、平成 2 年は **3.34** 人であったが、単身者世帯などの増加により、**平成 27 年** には **2.43** 人へと減少している。また、高齢化も顕著となり、平成 2 年の高齢化率 (総人口に対する **65 歳以上** 人口の割合) は **11.0%** であったが、**平成 27 年** には **24.7%** に上昇している。昼間人口については、**平成 27 年** は **107,084** 人であり、府内他市町村から流入する人口は **28,228** 人、府外から流入する人口は **3,209** 人である。

なお、**平成 31 年 3 月末** 現在の住民基本台帳の人口は、**100,596 人**、うち在留外国人数は **1,985 人** となっている。

第4節 道路の位置等

本市の主要道路を概観すると、阪神高速湾岸線、阪和自動車道、関西空港自動車道の自動車専用道が整備されている。他、主な一般道としては、国道 26 号、国道 170 号、国道 481 号、堺阪南線 (旧国道 26 号)、大阪臨海線、土丸栄線などがある。

■広域交通網



第5節 鉄道、空港、港湾の位置等

本市の鉄道としては、JR 阪和線・関西空港線、南海本線・空港線があり、大阪と和歌山及び関西国際空港の間を結んでいる。

空港としては関西国際空港がある。関西国際空港は大阪湾に造成した人工島に設けられており、泉佐野市、田尻町、泉南市の2市1町に属し、対岸の本市と連絡橋で結ばれている。

また、港湾としては、地方港湾の泉佐野港、泉州港がある。

第6節 主な施設等

本市の高層建築物としては、りんくうゲートタワービル（高さ256メートル）がある。また、関西国際空港地区の石油コンビナート等特別防災区域があるほか、隣接の熊取町に京都大学複合原子力科学研究所、原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力事業所が立地している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

国民保護基本指針では、武力攻撃事態については4類型、緊急対処事態については4事態例が、次のとおり想定されており、府計画においても、これら全てを対象としている。

市国民保護計画においては、これら全てを対象とし、その類型・事態例に応じた国民保護措置等を実施するが、海外では大都市において大規模テロが多く発生していること、大阪はヒト・モノ・情報が集まる大都市圏の要所であることを踏まえ、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急対処事態に留意するものとする。

なお、市域における事態の想定については、今後も国や府からの情報等を踏まえ、関係機関と連携して研究していく。

第1節 武力攻撃事態

1 事態想定

武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃を言い、武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

国民保護基本指針においては、武力攻撃事態として、次に掲げる4類型が示されている。

- i 着上陸侵攻
- ii ゲリラや特殊部隊による攻撃
- iii 弹道ミサイル攻撃
- iv 航空攻撃

2 各事態類型の特徴と留意点

(1) 着上陸侵攻

島国である我が国の領土を占領しようとする場合、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる着上陸侵攻を行うことになるとされている。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いとされている。

ア 攻撃目標となりやすい地域

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が、航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となりやすいとされている。

イ 想定される主な被害

主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定されている。

ウ 被害の範囲、期間

武力攻撃災害が広範囲にわたり、要避難地域が広範囲になるとともに、避難期間も比較的長期に及ぶと想定されている。

エ 事態の予測・察知

攻撃国による船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能であるとされている。

オ 避難、救援、災害対処に係る留意点

大規模な着上陸の場合は、広範囲にわたる武力攻撃災害が予想されるが、事前の準備が可能であることから、戦闘が予想される地域から先行して広域避難させることが必要となるとされている。また、大都市における避難にあたっては、人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であるとされている。このことから、実際に避難させる必要が生じた場合においては、国対策本部長の避難措置の指示及び知事の避難の指示を踏まえ、対応する必要がある。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 攻撃目標となりやすい地域

都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要とされている。

イ 想定される主な被害

少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害としては、施設の破壊等が考えられるとされている。

ウ 被害の範囲、期間

被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、被害の範囲が拡大するおそれがあるとされている。

エ 事態の予測・察知

攻撃する者はその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられるとされている。

オ 避難、救援、災害対処に係る留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全確保の措置を講じつつ、適当な避難地に移動させるなど、適切な対応を行う必要がある。

また、攻撃当初においては、住民の自主的な避難に頼らざるを得ないことも想定されることから、平素から、住民に緊急時いかに対応すべきかについて問題意識を持つてもらうことが必要である。

なお、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合には、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずる必要がある。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を長距離にわたり投射することが可能であり、核、生物、化学兵器などの大量破壊兵器の搭載も可能である。また、発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有しているとされている。

ア 攻撃目標となりやすい地域

攻撃目標を特定することは極めて困難であるとされている。

イ 想定される主な被害

通常弾頭の場合にはN B C弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられるとされている。

ウ 被害の範囲、期間

弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭）を着弾前に特定することは困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なるとされている。

エ 事態の予測・察知

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であるとされている。

オ 避難、救援、災害対処に係る留意点

発射後極めて短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、避難や消火活動が中心となる。

特に避難については、当初は、近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内に避難させ、着弾後に、被害状況を迅速に把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難させる必要がある。

(4) 航空攻撃

ア 攻撃目標となりやすい地域

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを攻撃側が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定され、また、ライフラインのインフラ施設などが目標となることもあり得るとされている。

イ 想定される主な被害

通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられるとされている。

ウ 被害の範囲、期間

攻撃を行う側の意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられるとされている。

エ 事態の予測・察知

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難であるとされている。

オ 避難、救援、災害対処に係る留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に実施する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合には、施設の安全確保、武力攻撃災害の発生、拡大の防止等を実施する必要がある。

第2節 緊急対処事態

1 事態想定

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。国民保護基本指針においては、緊急対処事態として、次に掲げる4事態例が示されている。

なお、緊急対処事態においては、武力攻撃事態のゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定されるとされている。

<攻撃対象施設等による分類>

- i 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ii 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

<攻撃手段による分類>

- iii 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- iv 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

2 各事態例と主な被害

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 原子力事業所等の破壊

- i 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
- ii 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ 危険物積載船への攻撃

危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

エ ダムの破壊

下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾）等の爆発による放射能の拡散

- i ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
- ii ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- iii 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。（第1編第5章第3節参照）

- イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、水源地に対する毒素等の混入
 - i 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。(第1編第5章第3節参照)
 - ii 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。(第1編第5章第3節参照)

ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。(第1編第5章第3節参照)

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ・弾道ミサイル等の飛来

- i 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- ii 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- iii 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第3節 N B C兵器による攻撃

武力攻撃事態においても、緊急対処事態においても、N B C [Nuclear(核)・Biological(生物)・Chemical(化学)] 兵器等を用いて攻撃された場合、特殊な対応が必要となることから、国民保護基本指針において示されている以下の想定される被害と留意点を踏まえ、国民保護措置等を実施する。なお、実施にあたっては、国民保護措置等に従事する者に、防護服を着用させるなど、安全を確保するための措置を講じるものとする。

1 核兵器等を用いた攻撃

(1) 想定される被害

ア 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は①核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線の発生によって、その後は、②放射性降下物（爆発時に生じた放射能をもった灰）や③中性子誘導放射能（初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射線）による残留放射線によって生ずる。

イ ①（熱線、爆風など）及び③（中性子誘導放射能）は、爆心地周辺において、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染などの被害をもたらす。

②（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下

して、広範囲に、外部被ばく（放射性降下物の皮膚付着による被ばく）や内部被ばく（放射性降下物の吸飲や汚染された水・食料の摂取による被ばく）による、放射線障害などの被害をもたらす。

(2) 避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる必要がある。

イ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる必要がある。

ウ 放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて、できる限り、爆心地から遠くへ避難させるものとし、その際には、汚染されていないタオル等による口及び鼻の保護や、手袋、帽子、雨ガッパ等の着用により、放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。

エ 汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

オ 医療の提供に関しては、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対応する必要がある。

また、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

カ ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる必要がある。

キ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染、その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

2 生物兵器を用いた攻撃

(1) 想定される被害

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときに

は、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

(2) 避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する必要がある。

イ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる必要がある。

ウ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

3 化学兵器を用いた攻撃

(1) 想定される被害

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地面をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない。

(2) 避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる必要がある。

イ 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切に行い、的確な避難措置を講ずるとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが必要となる。

ウ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く必要がある。

《表：事態想定の特徴と留意点》

	特 徴				留 意 点			
	攻撃目標となりやすい地域	想定される被害	措置を実施すべき地域 (要避難地域の範囲)	予測・察知	避難に係る留意点	救援に係る留意点	災害対処に係る留意点	その他の
着上陸侵攻	小型船舶等が接岸容易な沿岸部 大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域	爆弾等による家屋・施設の破壊・火災 →危険物保有施設の爆破	広範囲	予測・察知は可能 (予測事態あり) →時間的余裕あり	・事前の準備可能（時間的余裕あり） ・戦闘が予測される地域から先行して広域避難 ・避難の期間が比較的長期			・攻撃終結後の復旧が課題
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	都市部の政治経済の中核	鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などの破壊 →多数利用施設爆破 危険物保有施設爆破 ダーティボムの使用	比較的狭い範囲	事前に予測・察知できず突発的に発生するケースあり →時間的余裕なし	・攻撃当初は屋内に一時避難 移動の安全が確認された後、適当な避難地に移動（状況が推移することから、今後の予測等を踏まえ避難指示・誘導） ・ダーティボムの場合→攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等へ避難		・災害の兆候等を覚知した場合 →緊急通報の発令 退避の指示 警戒区域の設定	
弾道ミサイル攻撃	攻撃目標を特定することは極めて困難	弾頭の種類（通常弾頭かN B C弾頭か）によって被害の様相は大きく異なる（着弾前の特定は困難） 通常弾頭の場合→家屋・施設の破壊・火災	弾頭の種類により異なる 通常弾頭の場合 →局地的 N B C弾頭の場合 →広範囲	事前に察知できても、攻撃目標を特定することは極めて困難 極めて短時間で着弾 →時間的余裕なし	・当初は、直ちに近傍の屋内施設（コンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設）へ避難 ・着弾後は、弾頭の種類に応じた避難		・通常弾頭の場合 →消火活動	
航空攻撃	攻撃目標を特定することは困難 都市部が主要な攻撃目標になることも想定	ライフライン等のインフラ施設等への攻撃 通常爆弾の場合→家屋・施設の破壊・火災	広範囲	事前の察知は比較的容易 →時間的余裕なし	・屋内への避難を広範囲に指示（弾道ミサイルと同じ）		・生活関連等施設の安全確保 ・災害発生・拡大の防止措置	・繰り返し攻撃される可能性あり
核兵器等を用いた攻撃		<攻撃当初> →①核爆発に伴う熱線、爆風、初期核放射線 ↓ 物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染 <その後> →残留放射線（②放射性降下物、③中性子誘導放射能） ↓ 外部被ばく（放射線降下物が皮膚に付着） 内部被ばく（汚染された飲料水・食物を摂取）	①局地的（爆心地周辺） ②広範囲（爆心地付近～風下地域） ③局地的（爆心地周辺）		①の被害を受ける地域→ A当初は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設、コンクリート施設等への屋内避難 B一定時間経過後、安全な地域へ避難。その際、風下を避け、できる限り、爆心地から遠くへ避難 ①の被害は受けないものの②の被害を受ける地域→B ・外部被ばくの抑制 タオル等で口・鼻を保護（手袋、帽子、ゴーグル、雨カッパを着用） ・内部被ばくの抑制 汚染された疑いのある水や食料の摂取は避ける	・放射線障害に対する医療 →安定ヨウ素剤の服用（内部被ばくの低減）	・汚染地域への立入制限	・避難誘導や医療にあたる要員の被ばく管理（防護服の着用等）
生物兵器を用いた攻撃		生物剤の特性（特に感染力）、ワクチンの有無、既知の生物剤か否か等により被害の範囲が異なる	広範囲（攻撃場所の特定は困難）	潜伏期間を経て発症後に判明する可能性あり（攻撃時期の特定は困難）	・攻撃場所から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させ治療する	・サーベイランス（疾病監視）により感染源・汚染地域の特定、病原体特性に応じた医療活動、まん延防止		
化学兵器を用いた攻撃		一般的に風下方向に拡張し、空気より重い神経剤（例：サリン）は地面をはうように広がる。			・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台等汚染のおそれのない安全な地域に誘導	・汚染者の除染 ・原因物質の特性に応じた救急医療	・原因物質の検知、汚染地域の特定・予測 ・汚染地域の除染	

第6章 緊急対処事態への対処

第1節 基本的事項

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、前章第2節に掲げるとおりである。

緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から182条までの規定により、基本的な事項が定められている他、第183条の規定により、武力攻撃事態及び国民保護措置に関する規定が準用されることとなる。

また、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の伝達及び通知に関して、特別な対応を行う事項を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2節 緊急対処事態対策本部

市は、緊急対処事態においては、緊急対処事態対策本部を設置し、緊急対処事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関の実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

第3節 緊急対処保護措置の実施

1 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

緊急対処事態における緊急対処保護措置については、本計画第2編以下に定める武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて実施するものとし、その際の主な用語の読み替えは、次表のとおりとする。

武力攻撃事態	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
国民保護対策本部(長)	緊急対処事態対策本部(長)
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
対処基本方針	緊急対処事態対処方針

2 緊急対処事態における警報

- (1) 国対策本部長は、緊急対処事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、当該緊急対処事態における攻撃に係る警報の伝達・通知の対象となる地域の範囲を決定し、この地域に対して警報を発令するとされている。
- (2) 市長は、知事から警報の通知を受けたときは、国対策本部長が決定する警報の伝達・通知の対象となる地域の範囲を踏まえ、警報を伝達、通知すべき関係機関（対象地域を管轄する機関、対象地域に所在する施設の管理者など）に対し、警報の内容を伝達、通知する。
- (3) 緊急対処事態における警報の伝達、通知、解除等については、上記によるほか、本計画第2編第2章に定める警報に準じて、これを行う。

第7章 用語の意義

この計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用語	意義及び用法
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。
市	泉佐野市を指し、特に区別して記載していない場合は、市長及びその他の執行機関を含む。
市長等	泉佐野市長及び市の他の執行機関の長を指す。
市国民保護計画	泉佐野市の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いている。
府	大阪府を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
知事	大阪府知事を指す。
知事等	大阪府知事及び府の他の執行機関の長を指す。
府国民保護計画	大阪府の国民保護計画をいう。なお、文脈に合わせて「府計画」との表記も用いる。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

用語	意義及び用法
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生じる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。
対策本部（長）	国では 事態対策本部 （長）又は緊急対処事態対策本部（長）、府又は市では国民保護対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）をいう。それぞれを区別する必要のあるときは、「国対策本部（長）」「府対策本部（長）」、「市対策本部（長）」と表記している。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する 国民保護法第2条第3項 に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし 同項第6号 に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。
指定（地方）行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	大阪府の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。

用語	意義及び用法
指定（地方）公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。
第五管区海上保安本部等	第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署及び岸和田海上保安署をいう。
海上保安部等	大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署及び岸和田海上保安署をいう。
海上保安部長等	大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長、堺海上保安署長及び岸和田海上保安署長をいう。
消防機関	泉州南消防組合及び泉佐野市消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で『消防』との表記も用いている。
消防組合	泉州南消防組合泉州南広域消防本部及び各消防署をいう。
消防組合管理者	泉州南消防組合管理者をいう。
消防長	泉州南消防組合泉州南広域消防本部消防長をいう。
自主防災組織等	災害対策基本法第5条に定める公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路になる地域を含む）をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（泉佐野市の住民以外の者で泉佐野市に在る者及び泉佐野市で死亡した者を含む）の安否に関する情報をいう。

第2編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1節 実施体制の確立

1 市の実施体制

武力攻撃事態等における市の実施体制については、多数の死傷者や建造物の破壊等の事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がある場合は、国民保護対策本部を設置するが、当該事案の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がない場合（以下「原因不明の事案が発生した場合」という。）は、迅速かつ的確に初動対処を実施するため、事案に応じて、災害対策本部又は市災害警戒体制を、必要な期間、設置する。

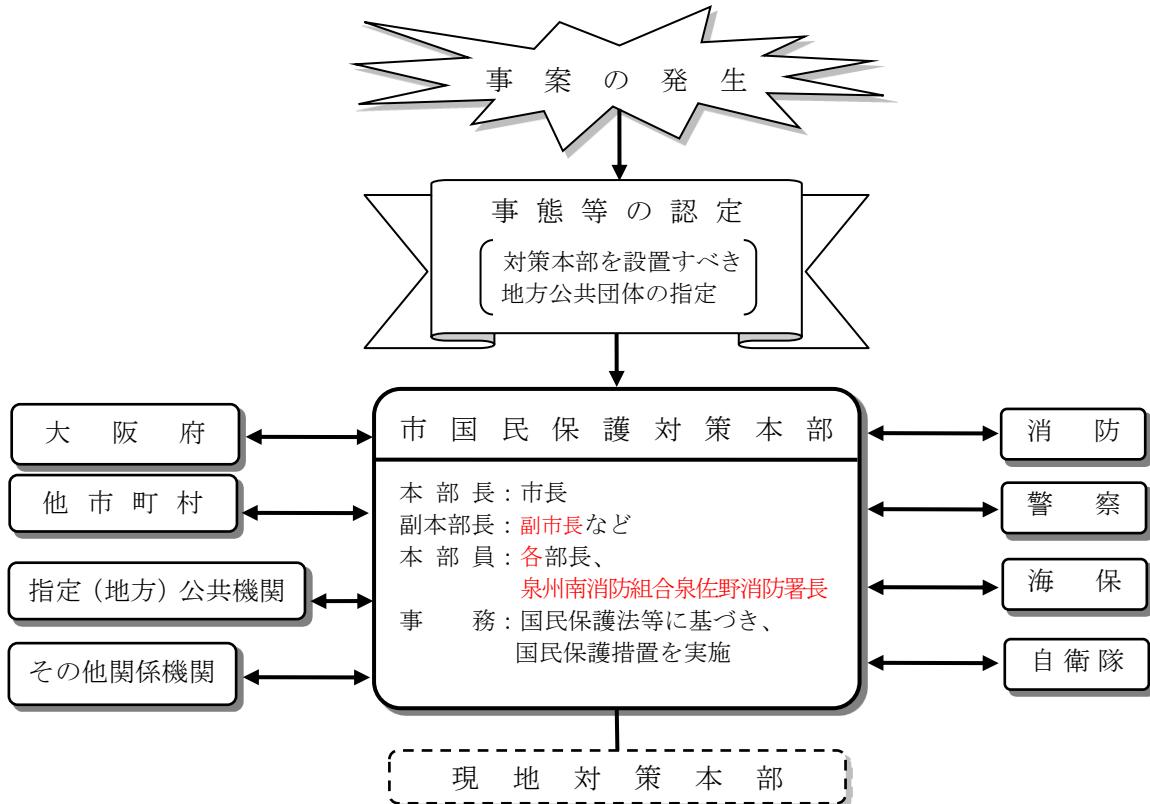
（1）事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合

ア 市国民保護対策本部

事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がなされ、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）・知事を経由して、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたときは、市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置し、市及び市域内の関係機関が実施する国民保護措置の総合的推進を図る。

なお、市長は、市が対策本部を設置すべき地方公共団体の指定が行われていないときで、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、内閣総理大臣に対し知事を経由して対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。

《図：事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合》



(2) 原因不明の事案が発生した場合

ア 初動連絡体制

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、危機管理監は直ちに市長へ報告し、指示を受け、事案の状況に応じ、既存の防災・危機管理組織を活用するなどして、速やかに必要な初動連絡体制を確立し、情報の収集・分析、応急対策の検討等を行う。

イ 市災害対策本部・市災害警戒体制

原因不明の事案が発生した場合には、住民の生命、身体及び財産を保護するために初動的な対処が必要であることから、当該原因不明の事案が発生した場合における事案の態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、市災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づき、応急対策を実施する。また、該当しない場合にあっては、市災害警戒体制を設置するなどして、関係機関との調整等に基づき、消防法、その他の法令の規定を活用して、応急対策を実施する。

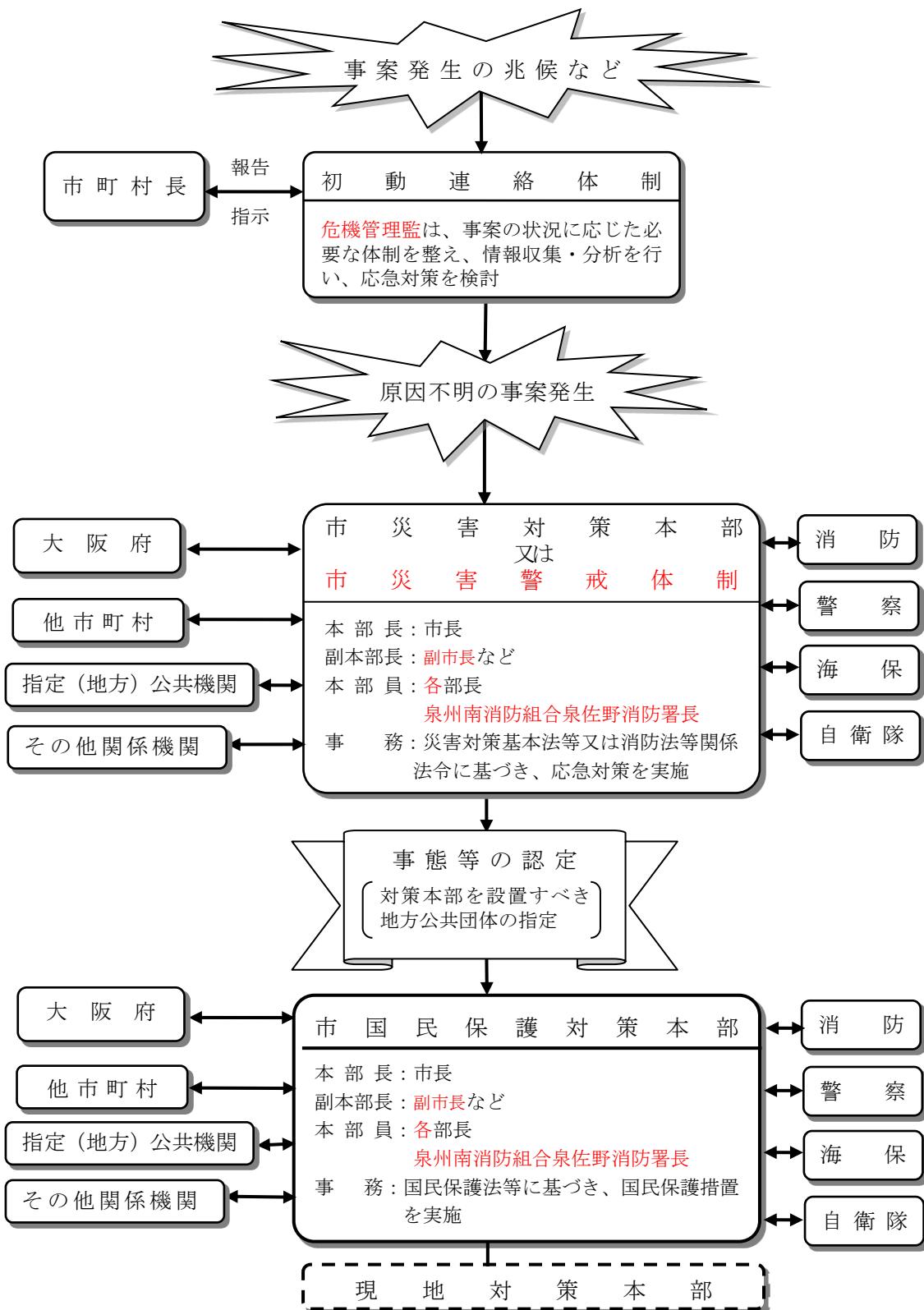
なお、市災害対策本部又は市災害警戒体制を設置した後に、政府において事態等の認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があった場合

は、市災害対策本部又は市災害警戒体制を廃止し、直ちに市国民保護対策本部を設置する。

ウ 市国民保護対策本部

前記(1)と同様、市国民保護対策本部を設置する。

《図：原因不明の事案が発生した場合》



第2節 市国民保護対策本部の設置等

1 市国民保護対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）・知事を経由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合、直ちに市国民保護対策本部を設置する。

(1) 対策本部の組織等

ア 対策本部の組織

本 部 長	市長
副本部長	副市長、教育長、 水道事業管理者
本 部 員	各部長（理事）、 泉州南消防組合 泉佐野消防署長

イ 対策本部の所掌事務

- (ア) 国民保護措置の実施に関すること。
- (イ) 情報の収集、伝達に関すること。
- (ウ) 職員の配備に関すること。
- (エ) 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること。
- (オ) 他市町村との連携に関すること。
- (カ) 現地対策本部の設置に関すること。
- (キ) 府の現地対策本部との連携に関すること。
- (ク) その他国民保護に関する重要な事項の決定に関すること。

ウ 対策本部会議

対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、本部長（市長）は、副本部長及び本部員を招集して、対策本部会議を開催する。

なお、本部長（市長）は、緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、国や府、公共機関の職員の出席を求める。

エ 対策本部の事務局

対策本部長の意思決定を補佐するとともに、対策本部の事務を処理するため、対策本部に事務局を置く。

(2) 対策本部長の権限

市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

区分	権限内容	要請先等
総合調整	国民保護法の規定に基づき、必要な範囲内で、 国民保護措置 に関する総合調整	・関係機関
情報提供の求め	国民保護措置の実施に関し、総合調整の必要がある場合の情報提供の求め	・府対策本部長
実施状況の報告、資料提出の求め	市域に係る国民保護措置の実施状況についての報告又は資料提出の求め	・関係機関
市教育委員会への措置の実施の求め	市域に係る国民保護措置の実施のため、必要限度において、必要な措置の実施の求め	・市教育委員会
府に対する総合調整の要請	府並びに指定行政機関及び指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整の要請	・府対策本部長

(3) 対策本部の開設手順等

ア 対策本部員の参集

危機管理監は、市対策本部員等に対し、あらかじめ作成する連絡網に基づき、参集するよう連絡する。

イ 職員の配備

本部長（市長）は、国において事態等の認定がなされた場合には、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、地域防災計画に定める災害対策本部の配備基準の例により、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮したうえで、職員の配備を行う。

事態等の発生場所	配 備 基 準	配備体制
市域内	大規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	C号配備
	武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	B号配備
	市域で武力攻撃災害の発生が予測されるとき	A号配備
他市町村	近隣市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき	A号配備
	近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき	A号配備

ウ 市対策本部の開設

(ア) 危機管理監は、市庁舎などに市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

この際、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いて連絡できるかどうか通信手段の状態を確認する。

(イ) 本部長（市長）は、市対策本部を設置したときは、市議会に対策本部を設置した旨を連絡するとともに、府に対しても、連絡する。

エ 市対策本部の予備開設施設の確保

市長は、庁舎が被災した場合など市対策本部を庁舎内に開設できない場合は、あらかじめ指定した予備施設において対策本部を開設する。

また、市域を越える避難が必要で、市域内に市対策本部を開設することができない場合には、知事及び避難先の市町村長と市対策本部の開設場所について協議を行う。

2 現地対策本部の設置

市対策本部長は、地域的特性に応じた応急対策を局地的かつ重点的に実施する必要がある場合、地域の安全性を確認したうえで、原則として事態発生現場に、市現地対策本部を設置する。

さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策

本部長又は市対策本部長が指名する副本部長若しくは本部員が出席する。

(1) 現地対策本部の組織

本 部 長	現地対策本部の本部長、副本部長、本部員は、
副 本 部 長	市対策本部長（市長）が指名する。

(2) 現地対策本部の所掌事務

- ア 被害状況等の把握に関すること。
- イ 市が実施する国民保護措置に関する現地調整及び推進に関すること。
- ウ 現地における関係機関との連絡に関すること。
- エ その他必要な事項に関すること。

(3) 現地対策本部会議の開催

現地対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、現地対策本部長は、副本部長及び本部員を招集し、現地対策本部会議を開催する。

(4) 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（府、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

3 初動連絡体制会議の開催

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、**危機管理監**は、関係部課長を招集して会議を開催し、情報の収集・分析や応急対策の検討を行う。

また、国（消防庁）、府、他市町村、指定（地方）公共機関などに対し、迅速に情報提供するとともに、情報の収集・分析等を行う上で必要と認められるときは、関係機関に対し、職員の出席を要請する。

(1) 初動連絡体制の組織

初動連絡体制は、**危機管理監**を中心に、既存の防災・危機管理組織のメンバーで構成するなどして、組織する。

(2) 初動連絡体制の所掌事務

- ア 原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析に関すること。

- イ 消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整に関すること。
- ウ 職員の配備体制に関すること。
- エ 住民への広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
- オ 市国民保護対策本部の設置に関すること。
- カ 市国民保護対策本部が設置されたときの事務局の運営に関すること。

4 市災害対策本部・市災害警戒体制の設置

市長は、前記第1節1（2）イに定めるところに従い、市災害対策本部又は市災害警戒体制を設置する。その組織、所掌事務等については、市災害対策本部条例又は地域防災計画に定めるとおりとする。

第3節 関係機関との連携協力の確保

市は、国、府、他の市町村、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、国民保護措置を実施する。

1 国・府の対策本部との連携

市は、府の対策本部及び府を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行う。

また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

2 府への措置要請等

市長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行い、必要に応じて、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。いずれの場合も、市長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

3 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を防衛大臣に要請するよう求める。

ただし、上記の求めができないときは、その旨及び市域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣（市域を担当区域とする地方協力本部長）に対して連絡する。

4 指定（地方）公共機関への措置要請

市長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市長等は当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

5 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村に対する応援の要求

市長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その協定等に基づいて行う。

(2) 府に対する応援の要求

市長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、知事等に対して応援を求める。

(3) 事務の一部の委託

市が、国民保護措置の実施のため、市の事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

i 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

ii 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

6 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請

市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

市長等は、それらの要請を行うときは知事等を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

なお、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事等を経由して総務大臣に対し、あっせんを求める。

(2) 他の普通地方公共団体の長に対する職員の派遣要請

市長等は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

なお、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、国民保護法第152条第2項の規定により、職員の派遣について、あっせんを求める。

7 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市長等は、他の市町村長等から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市長は公示を行い、府に届け出る。

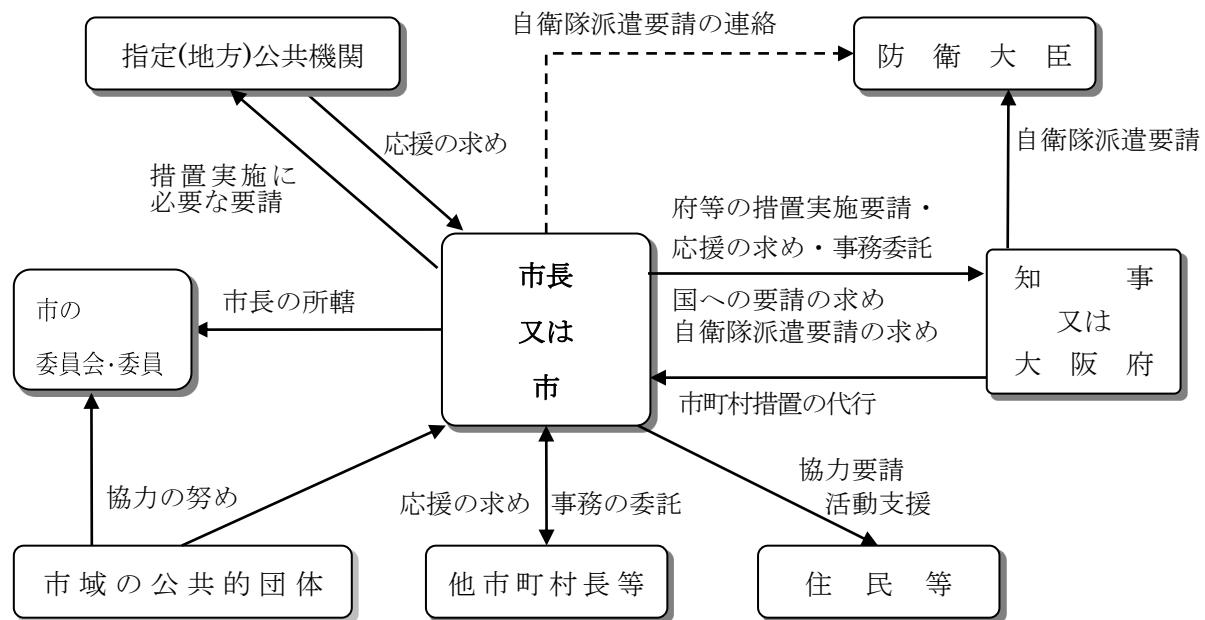
(2) 指定（地方）公共機関に対して行う応援等

市は、指定(地方)公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 住民等の自発的な協力との連携

市長等は、住民等から自発的な協力の申し入れがあり、安全の確保が十分であると判断した場合は、相互に協力し、受入体制の確保等に努め、住民等が円滑に活動できるよう適切に対処する。

《図：関係機関相互の連携協力》



第2章 住民の避難

第1節 警報及び緊急通報

1 警報

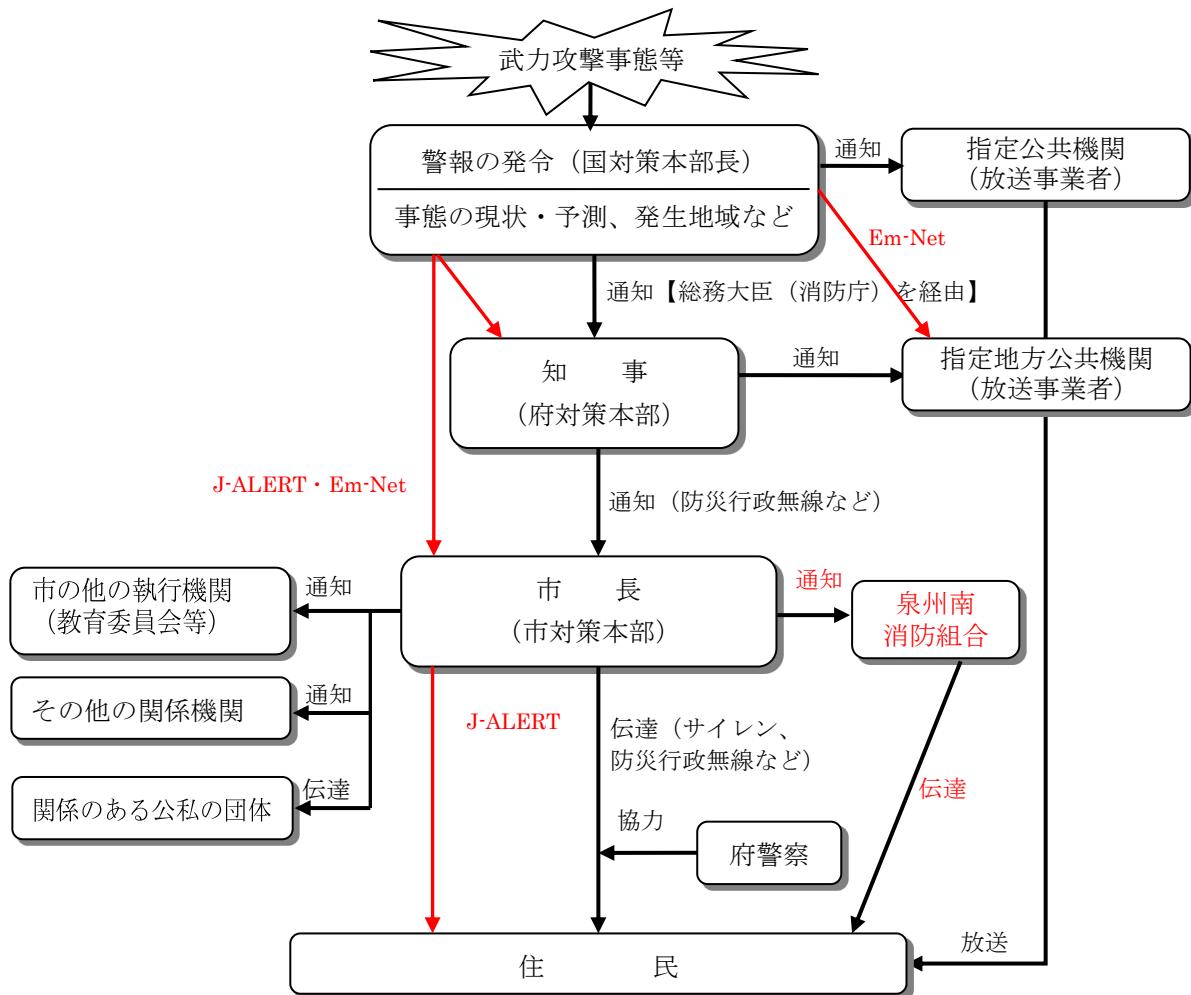
(1) 警報の伝達・通知の流れ

国対策本部長	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令 【警報に定める事項】 ○武力攻撃事態等の現状及び予測 ○武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ○その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
知事	総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町村長、府の他の執行機関、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知
市長	知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、消防組合、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知

(2) 伝達・通知先

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、林業振興協議会、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会など）、消防組合、その他の関係機関（市立病院、保育園など）に通知する。

《図：警報の伝達・通知》



(3) 伝達・通知方法

- ア 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）のほか、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、インターネット、携帯電話の一斉メール等、市が保有するあらゆる手段を活用し、警報を伝達・通知する。
- イ 市長及び消防組合管理者は、市職員及び消防長並びに消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得るなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。
この場合において、消防組合は、消火、救助、救急の活動の状況を勘案しつつ、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう

配慮する。

また、市は、府警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

ウ 同報系防災行政無線等での伝達は、原則として、以下の要領により行う。

(ア) 武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域に含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

(イ) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれない場合

原則として、サイレンを使用せず、防災行政無線等やホームページへの掲載等の手段により周知するが、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して周知する。

また、(ア)、(イ)の場合とも、サイレンの使用にあたっては、武力攻撃が迫り、又は現に発生したことを示すサイレンのパターン及び音色をあらかじめ住民に周知しておく。

(4) 避難行動要支援者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者に配慮するものとし、下記の伝達方法を参考にするなどして、迅速に伝達する。

ア 在宅の避難行動要支援者

市は、本人の意思やプライバシーの保護に十分留意したうえで、情報伝達において配慮すべき対象者のリストをあらかじめ作成するなどして、また、消防機関のほか、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の協力も得るなどして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、戸別訪問などにより伝達する。

イ 社会福祉施設入所者及び病院入院患者

市は、府との事前の役割分担に基づき、対象となる社会福祉施設及び病院を把握し、その施設管理者と協議のうえ、あらかじめリストを作成するなど、事前に把握した情報に基づき、電話、ファクシミリ、インターネット等により、伝達する。

ウ 日本語の理解が十分でない外国人

市は、防災行政無線、広報車、インターネット等による情報伝達にあたり、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や、多数の在住者が母国語とする外国語については、あらかじめ作成した基本文例の活用などにより、正確で迅速な伝達に努める。

(5) 警報の解除

警報が解除された場合、市長は、発令の場合に準じて伝達・通知を行う。なお、警報解除の伝達は、原則としてサイレンを使用しない。

2 緊急通報

(1) 武力攻撃災害の兆候の通報

ア 発見者の通報

武力攻撃災害の兆候（武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など）の発見者は、遅滞なく、その旨を市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報することとされている。

イ 市長への通報

消防吏員、警察官、海上保安官は、発見者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報し、市長に通報することができないときは、速やかに、知事に通報することとされている。

ウ 知事への通知

市長は、通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

エ 近隣市町村長への連絡

市長は、武力攻撃災害が近隣市町村にも及ぶおそれがあると認めるときは、速やかに、その旨を近隣市町村長に連絡する。

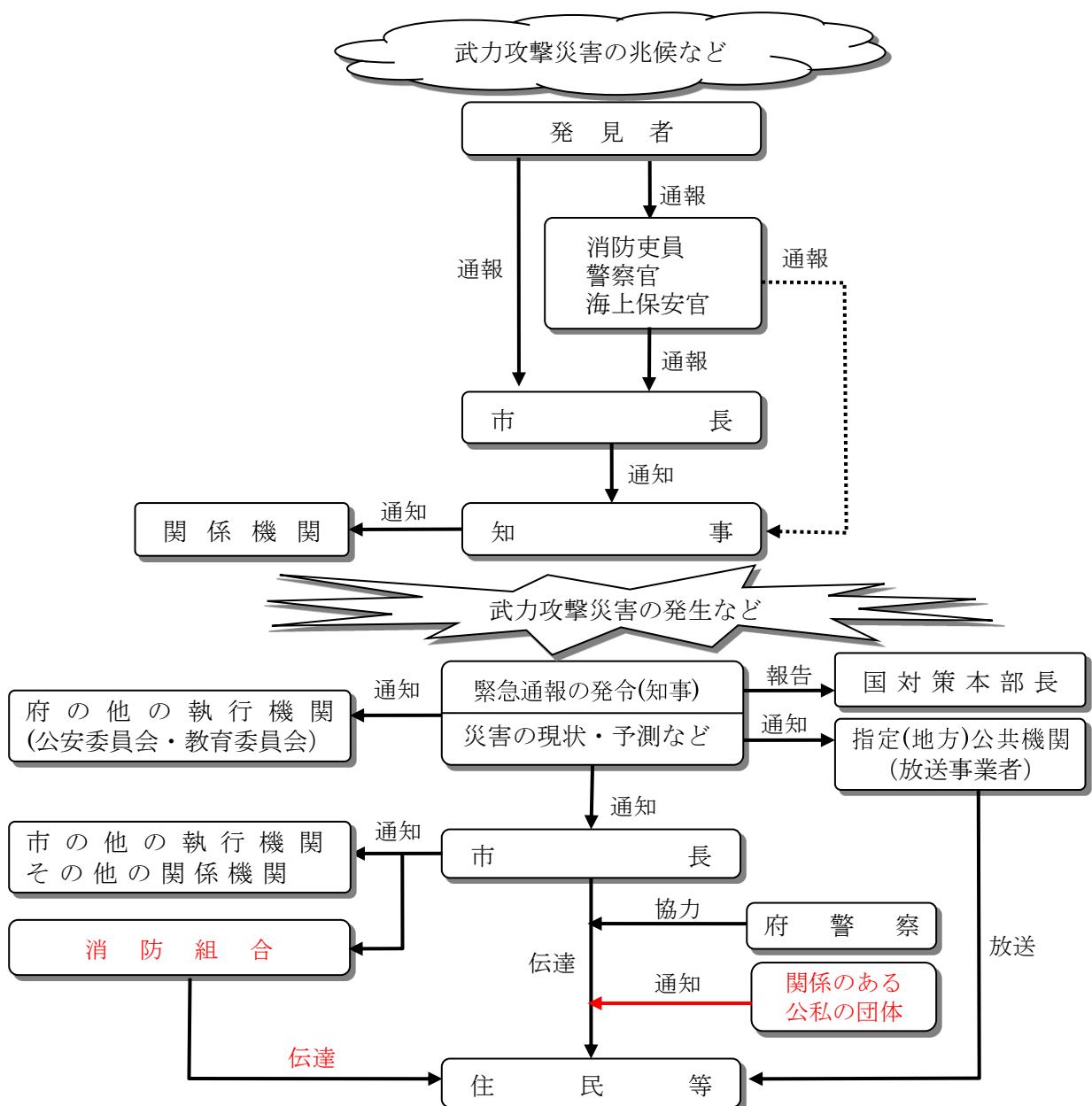
(2) 緊急通報発令の流れ

知事	1 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害緊急通報を発令 【緊急通報の内容】 ○武力攻撃災害の現状及び予測 ○その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 2 緊急通報を発令したときは、直ちに、その内容を市町村長、府の他の執行機関並びに関係指定（地方）公共機関に通知
市長	緊急通報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知

(3) 緊急通報の伝達・通知

緊急通報の発令・解除の伝達・通知方法については、警報の場合と同様とする。

《図：緊急通報の流れ》



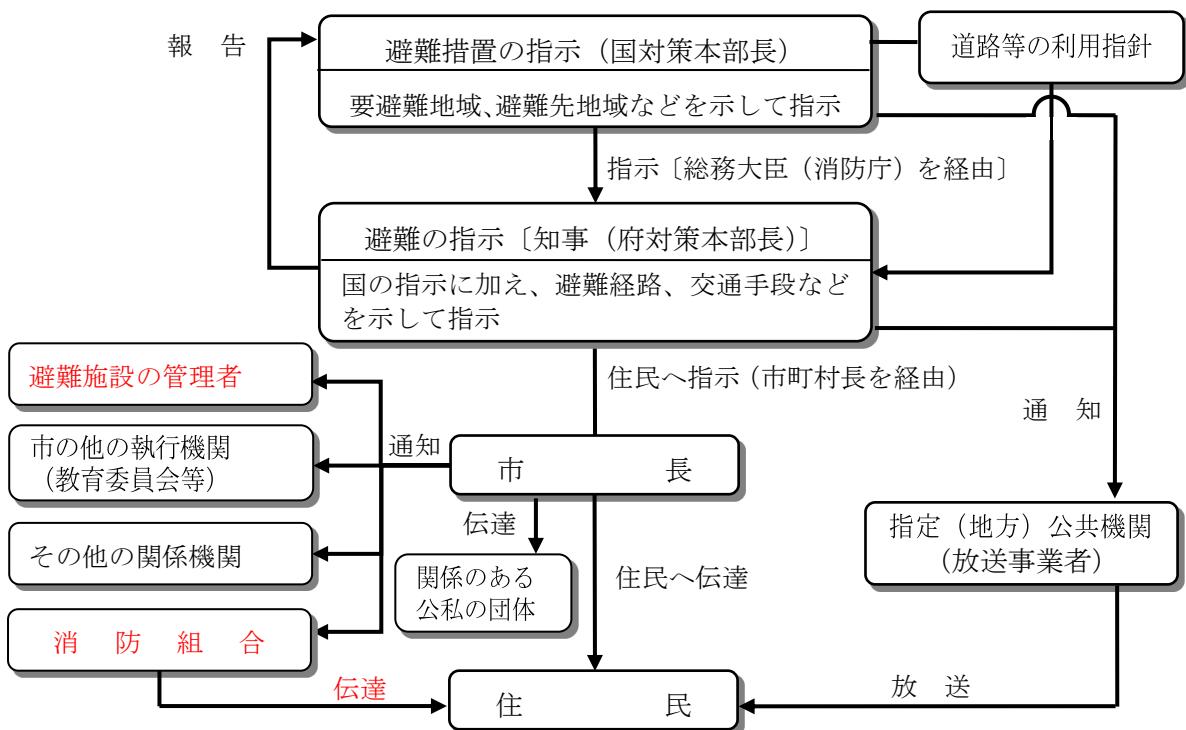
第2節 避難の指示・退避の指示

1 避難の指示

(1) 避難の指示の流れ

国対策本部長	<p>警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示するとされている。</p> <p>【避難措置の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○住民の避難が必要な地域（要避難地域）○住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域）○住民の避難に関して関係機関が講すべき措置の概要
知事	<p>避難措置の指示を受けたときは、市長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示するとされている。</p> <p>【避難の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○国対策本部長から示された避難措置の指示の内容○主要な避難の経路○避難のための交通手段○その他避難の方法
市長	<p>避難の指示の通知を受けたときは、府警察の協力を得て、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。この際、警報・緊急通報の伝達と同様、避難行動要支援者への迅速かつ確実な伝達に配慮する。</p>

《図：避難の指示》



(2) 避難の指示に伴う措置

- ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。
- イ 市長は、知事が的確かつ迅速に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。また、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市長は施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な措置をとる。

2 退避の指示

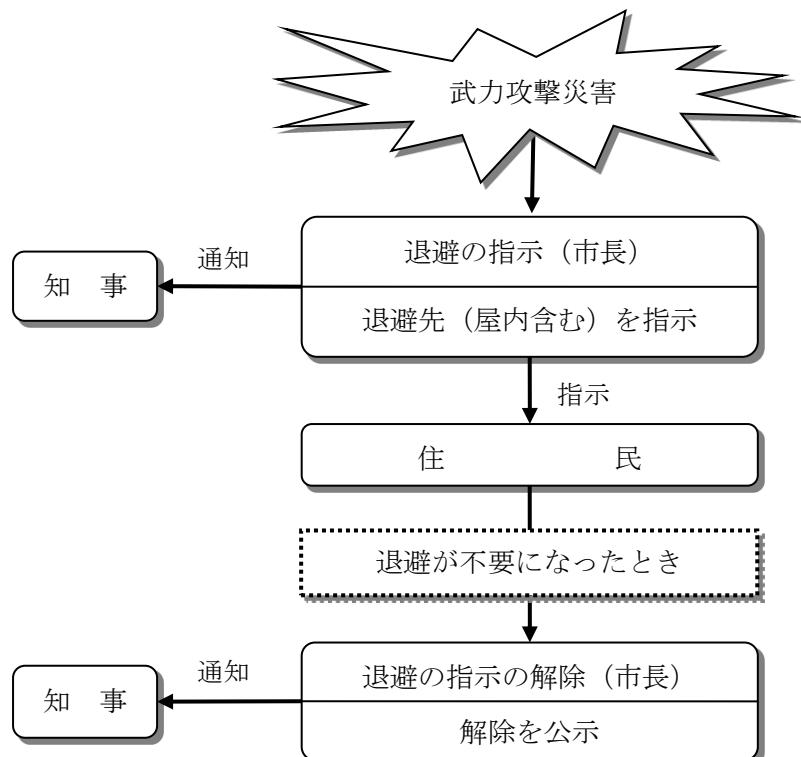
市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃げるように、退避の指示を行う。

なお、退避の必要がなくなったときは、退避の指示を解除する。

(1) 退避の指示者

指示者	退避の指示を行う要件	
市 長		武力攻撃災害から住民を保護し、又は災害拡大を防止するため、「特に」必要があると認めるとき
知 事	武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合	武力攻撃災害から住民を保護し、又は災害拡大を防止するため、「緊急の」必要があると認めるとき
警 察 官 海上保安官		①市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき ②市長若しくは知事から要請があったとき
自 衛 官		上記の者すべてが指示できないと認められる場合に限り

《図：退避の指示》



(2) 退避の指示に伴う措置

- ア 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、知事、その他関係機関に通知する。なお、市域を越える退避の指示をしたときは、退避先地域を管轄する市町村長に連絡する。
- イ 市長は、退避の指示を解除したときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公示するとともに、知事、その他関係機関に通知する。
- ウ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 屋内退避の指示

下記のように、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。

- ア N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内の場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- イ ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも、屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(4) 安全の確保等

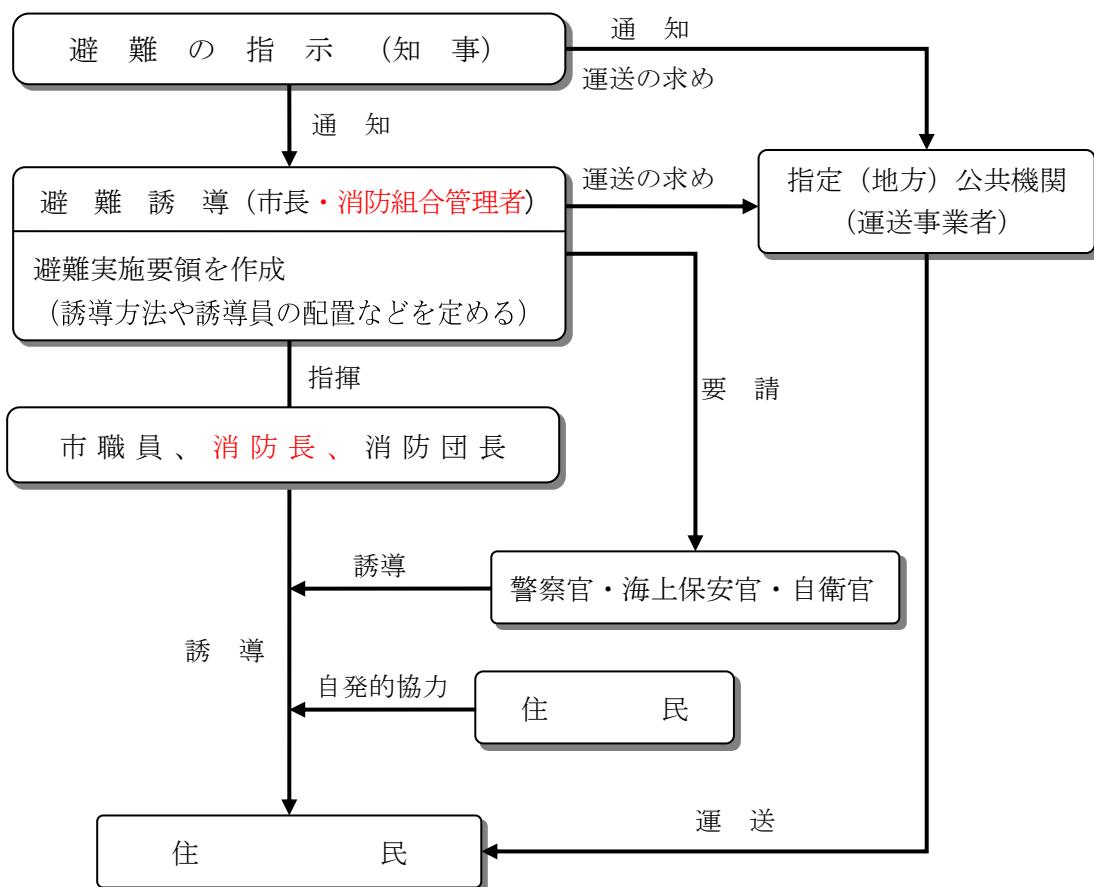
- ア 市長は、退避の指示を伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、府警察、海上保安部等などと連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員、消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、**市長及び消防組合管理者**は必要に応じて、府警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聴くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

第3節 避難誘導

1 避難誘導の流れ

- (1) 市長は、住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定め、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、**消防組合及び関係機関**に通知する。
- (2) 市長**及び消防組合管理者**は、避難実施要領に定めるところにより、市の職員**及び消防長**並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。

《図：避難誘導》



2 避難実施要領の作成

(1) 避難実施要領の作成

市長は、住民に対し避難の指示があったときは、あらかじめ作成しておいた避難実施要領のパターンの中から、関係機関（市の他の執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安

部等、自衛隊等)の意見を聴いて、最も適切なパターンを選ぶなどして、直ちに避難実施要領を作成する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

なお、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなどして、避難実施要領を作成する。

また、避難の指示の内容が変更された場合又は事態の状況が変化した場合は、直ちに避難実施要領を変更する。

【避難実施要領に定める事項】

- i 避難経路、避難手段その他避難方法に関する事項
- ii 避難誘導の実施方法、関係職員の配置その他避難誘導に関する事項
- iii 上記のほか、避難の実施に必要な事項

(2) 避難実施要領の伝達・通知

- ア 市長は、避難実施要領を定めたときは、防災行政無線やインターネット（ホームページへの掲載）、広報車などを活用するほか、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得て、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。
- イ 市長は、市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。
- ウ 市長は、放送事業者に連絡する。

3 避難住民の誘導

(1) 市職員等による避難誘導

- ア 市長及び消防組合管理者は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防長並びに消防団長を指揮し、避難住民の誘導を行う。
- イ 市長は、安全を十分確認したうえで、避難経路の要所要所に誘導要員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両、案内板、誘導ロープ等を設置し、誘導の円滑化を図る。避難住民の誘導を行う市の職員等には、防災服、腕章、旗及び特殊標章等を携行させる。
- ウ 避難住民の誘導は、避難実施要領の内容に沿って、関係者の協力を得て、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。
- エ 市長は、避難の指示があった地域に残留者がいないか、広報車等による呼びかけや戸

別訪問等により確認する。残留者がいる場合は、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。

オ 市長は、避難住民の誘導にあたって、必要に応じ、府と連携して、食料・飲料水や医療の提供などを行う。

カ 市長は、必要に応じて、自主防災組織や自治会等の地域住民の協力を得て、避難者名簿を作成する。

キ 消防長は、消火、救助、救急の活動状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

ク 消防団は、消防組合と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(2) 関係機関等との連携

ア 市長は、市職員、消防職員及び消防団員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対して、警察官、海上保安官、自衛官による避難誘導を要請する。

イ 市長は、市域を越えて避難住民を誘導する場合、関係市町村長と次のような調整を行う。

(ア) 避難実施要領を定めるときは、避難先地域（避難経路を含む）を管轄する市町村長の意見を聴くとともに、定めたときは、当該市町村長に連絡する。

(イ) 市長は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、避難先地域（避難経路を含む）を管轄する市町村長に対し、避難住民の誘導の補助を依頼する。

(ウ) 市長は、避難誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報を、避難先地域の避難施設を管理運営する市町村長等へ提供する。

ウ 市長は、府域を越えて避難誘導を行うなどの場合は、知事に対し、避難誘導の補助を要請する。

エ 避難誘導する者又は避難誘導を補助する者は、必要に応じ、避難住民その他の者に対し、安全の確保に十分配慮したうえで、誘導に必要な援助について、自発的な協力を要請する。

(3) 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整

市長は、住民を避難誘導するために、運送手段を確保する必要がある場合、府と調整のうえ、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、運送の求めを行うとともに、要避難住民数、集合場所、集合時間など避難住民の運送に関する具体的な事項の調整を行う。

市域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合する場合は、知事が運送の求めを行うこととされている。

(4) **避難行動要支援者の避難誘導**

ア 市長は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難誘導する。

イ 市長は、自ら避難することが困難な在宅者の避難誘導について、事前に把握した情報等に基づき、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等や、自主防災組織、自治会等の地域住民の自発的な協力を得ながら、必要に応じて車両を確保するなどして実施する。

ウ 市長は、病院、社会福祉施設等に入院・滞在している、自ら避難することが困難な者の避難誘導について、施設管理者に対し、当該施設職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しなどのほか、車椅子や担架による移動の補助、車両による搬送などを要請するなどして実施する。

エ 市長は、市及び施設管理者のみでは、十分な輸送手段を確保できない場合は、府、府警察、海上保安部長等及び自衛隊に協力を要請する。

(5) 曜日、時間帯を念頭に置いた避難誘導

ア 市長は、平日の昼間においては、避難までに時間的余裕がある場合又は児童・生徒を保護者へ引渡しできる場合を除き、事業所、学校単位での避難ができるよう関係者に避難誘導の補助等について協力を要請し、避難誘導を行う。

イ 市長は、他市町村からの通勤・通学者等が速やかに帰宅等できるよう、鉄道等の公共交通機関の運行状況や周辺の道路（歩道）状況に関する情報等を提供する。

ウ 市の教育委員会は、避難までに時間的余裕がない場合又は児童・生徒を保護者へ引渡しができない場合においては、教職員が児童・生徒と行動を共にして避難するなど、市長の実施する避難誘導を補助するものとする。

エ 市長は、夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難誘導中の事故防止、住民の不安軽減を図る。

(6) 安全の確保

避難誘導を行う機関は、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況などの情報を、現場で誘導を指揮する者に随時提供するなどして、避難住民及び現場で誘導を行う者の安

全を確保する。

(7) 避難住民の復帰のための措置

避難の指示が解除されたときは、その内容を避難住民及び関係のある公私の団体へ伝達するとともに、避難住民を復帰させるため、避難住民復帰要領を作成し、復帰のために必要な措置を行う。

4 事態想定を踏まえた避難

市長は、国民保護基本指針で示されている武力攻撃事態等の特徴、留意点などを踏まえ、避難誘導を行う。

(1) 武力攻撃事態等・緊急対処事態における避難

ア 着上陸侵攻の場合

武力攻撃災害が広範囲にわたることが予想されるが、避難までの時間的余裕があり事前の準備が可能であることから、戦闘が予想される地域から先行して、市域外の避難先地域へ避難することとし、大規模な場合は、他府県の避難先地域へ避難する。

その際、公共交通機関（鉄道・長距離バスなど）や借上バスを利用して、要避難地域の住民は、他市町村・他府県の避難施設へ、要避難地域にいる通勤・通学者等は、他市町村・他府県にある自宅等へ避難する。

ただし、府の人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を短期間で遠方へ避難させることは、極めて困難であることから、上記のような避難の準備ができる場合を除き、国対策本部長の避難措置の指示及び知事の避難指示を踏まえ、適切に対応することとする。

イ ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合

少人数のグループにより行われ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、事前に予測あるいは察知することができず突発的な発生も想定され、避難までの時間的余裕がないことから、当初は屋内に徒歩で一時退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。

ウ 弹道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭）

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、さらに、極めて短時間で着弾することが予想されることから、直ちに屋内（できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設）へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。

また、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム、（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から市ホームページ等を用いて周知に努めるものとする。

エ 航空攻撃の場合（通常弾頭）

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難であることから、直ちに屋内（できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等）へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。

オ 緊急対処事態の場合

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、それに準じた避難を行う。

(2) NBC攻撃における避難

ア 核兵器を用いた攻撃の場合

被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風等によって、その後は放射性降下物や残留放射線によって生じる。また、熱線・爆風等及び残留放射線は爆心地周辺において、放射線降下物は爆心地付近から、逐次、風下方向に拡散して、被害をもたらす。

このため、熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、当初は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設やコンクリート施設などの屋内へ徒歩で一時避難し、一定時間経過し残留放射線の低減確認後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。

また、直接の被害は受けないが、放射性降下物の被害を受けるおそれがある地域については、風下を避けて、できる限り、爆心地から遠くの安全な地域へ避難する。安全な地域へ避難する際は、公共交通機関や借上バスを利用して、他市町村・他府県にある避難施設や自宅等へ避難する。

イ 生物兵器を用いた攻撃の場合

生物剤は、人に知られることなく散布でき、散布が判明したときには、すでに被害が拡大している可能性があるが、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、散布された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋、又は感染のおそれのない安全な地域へ避難する。

ウ 化学兵器を用いた攻撃の場合

化学剤は、一般的には、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重い神経剤（例：サリン）は地面をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの

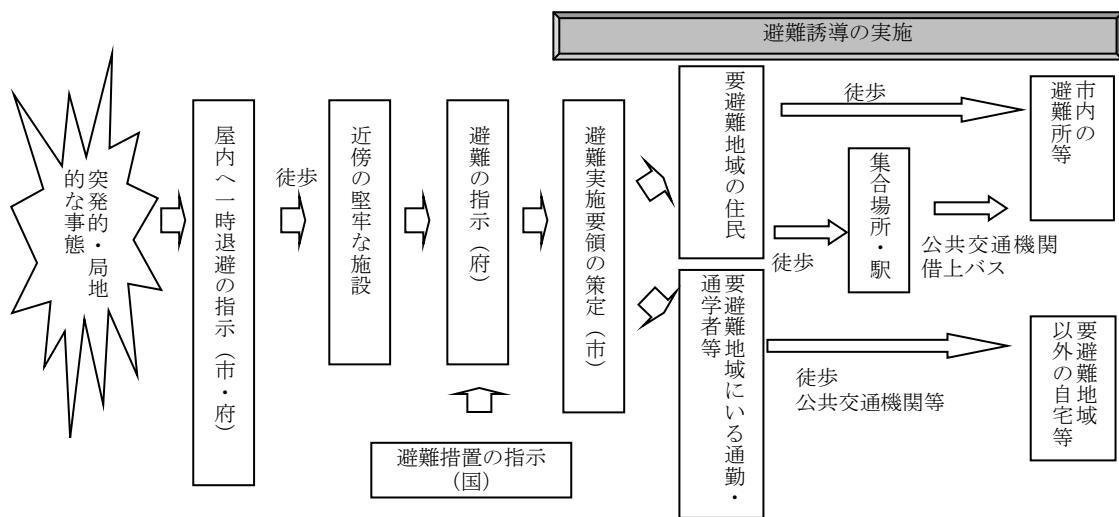
もあるが、無臭のものもある。

このため、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、攻撃された場所から直ちに徒步等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難する。

《表：事態類型等と避難の特徴》

事態類型等	避難の特徴	被害の範囲 →避難先までの距離 (主たる避難先)	予測の可否 →避難までの時間的余裕	主な避難手段
武力攻撃事態	着上陸侵攻	広い範囲 →遠くへ避難 (他市町村・他府県)	予測は可能 →時間的な余裕あり	公共交通機関・借上バス
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市内)	予測は困難 →時間的余裕なし	徒步 公共交通機関・借上バス
	弾道ミサイル攻撃 (通常弾頭)	狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市内)	予測は可能 →時間的余裕なし	徒步 公共交通機関・借上バス
	航空攻撃 (通常弾頭)	広い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市内)	予測は可能 →時間的余裕なし	徒步 公共交通機関・借上バス
緊急対処事態		狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市内)	予測は困難 →時間的余裕なし	徒步 公共交通機関・借上バス
NBC攻撃	核兵器 （弾道ミサイル (核弾頭) 航空攻撃 (核弾頭)）	・核爆発の被害を受ける地域 →近くへ避難後、 （地下施設・コンクリート施設） 遠くへ避難 (他市町村・他府県) ・放射性降下物の被害を受ける地域 →遠くへ避難 (他市町村・他府県)	→時間的余裕なし	徒步 公共交通機関・借上バス
	生物兵器	→近くへ避難 (近傍の施設・市内)	→時間的余裕なし	公共交通機関・借上バス
	化学兵器			徒步 公共交通機関・借上バス

【参考】突発的・局地的な事態（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等）における避難



第3章 避難住民等の救援

第1節 救援の実施

1 救援の実施主体

国対策本部長	○避難先地域を管轄する知事及び武力攻撃災害により被災者が発生した地域を管轄する知事に対し、救援措置を実施すべきことを指示
知事	○指示を受けた知事は避難住民及び被災者に対し救援を実施 ○市町村長（指定都市の長を除く。第3章において以下同じ）に対し指示を行い、又は市町村長の補助を得て、救援を実施
市長	○知事からの指示を受け救援に関する事務の一部を実施するほか、知事が行う救援を補助

2 救援の実施

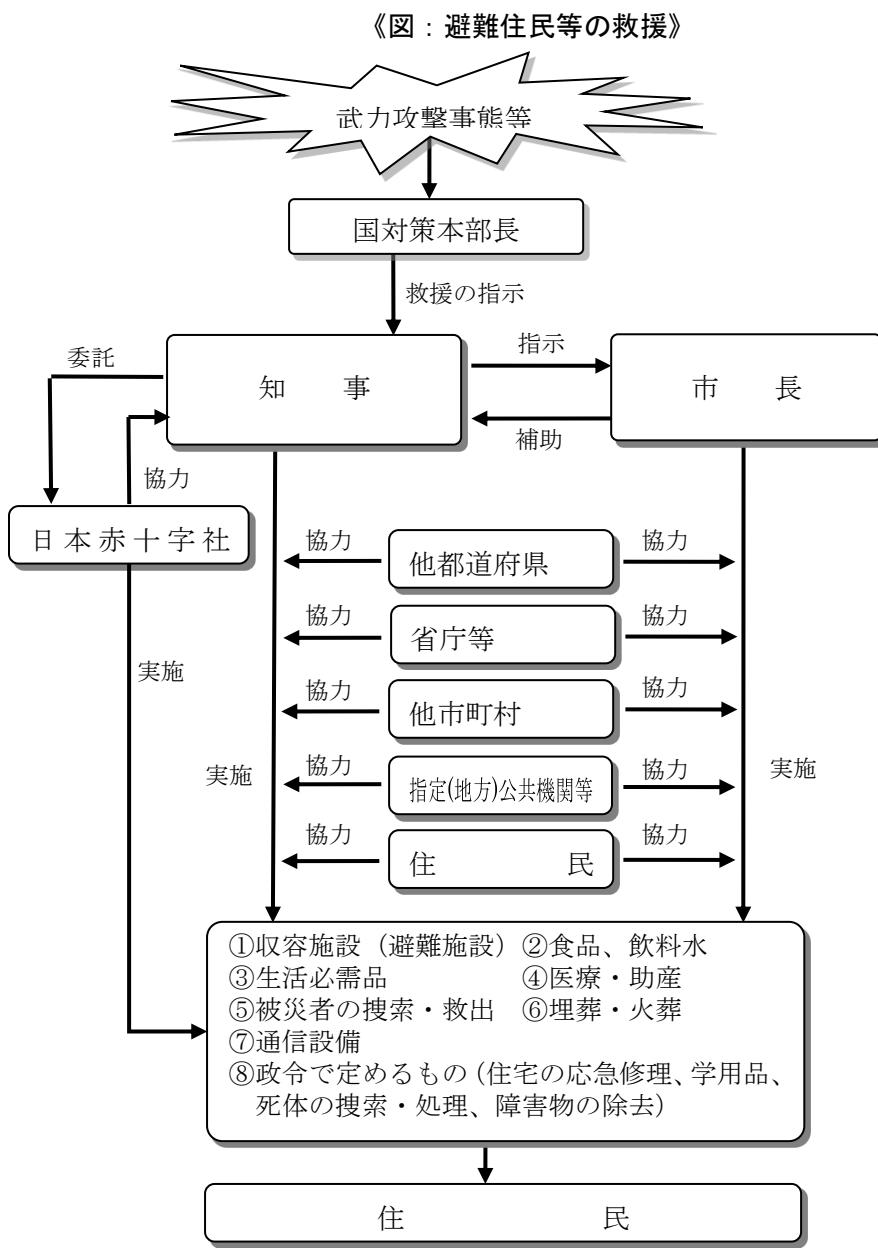
(1) 市長による救援

市長は、あらかじめ府と調整した役割分担に沿って、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

また、上記で実施することとされた措置を除き、知事が行う救援を補助する。

- i 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ii 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- iii 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- iv 医療の提供及び助産
- v 被災者の捜索及び救出
- vi 埋葬及び火葬
- vii 電話その他の通信設備の提供
- viii 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

（①武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理、②学用品の給与、③死体の捜索及び処理、④武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）



(2) 関係機関との連携

ア 府との連携

市長は、府の指示を受け、又は府を補助する場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して、国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

イ 他の市町村との連携

市長は、府の指示を受け、又は府を補助する場合において、救援を実施するために必

要と判断したときは、知事に対して、府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

ウ 日本赤十字社大阪府支部との連携

市長は、府の指示を受け、又は府を補助する場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社大阪府支部と連携しながら、救援の措置を実施する。

エ 指定（地方）公共機関との連携

市長は、救援物資を運送するために、運送手段を確保する必要がある場合、府と調整のうえ、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、運送の求めを行う。

オ 住民等との連携

市長又は市職員は、府の指示を受け、又は府を補助する場合において、救援を実施するため必要があると認めるときは、安全の確保に十分に配慮したうえで、避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、府の指示を受け、又は府を補助する場合において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年厚生労働省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、特別な基準の設定についての意見を内閣総理大臣に申し出るよう要請する。

(2) 収容施設の供与

ア 避難所の開設、管理運営

(ア) 市が避難先地域に指定されたとき、市長は、知事が避難所の開設を円滑に行えるよう、知事からの意見聴取に迅速に対応する。また、避難所が開設された場合は、知事からの通知を施設管理者等に連絡する。

(イ) 市長は、府の指示を受けた場合は、施設管理者等に連絡し、市職員を避難所に派遣し、施設管理者、避難住民及び近隣の者の協力を得て、避難所を管理運営する。その際、他の地方公共団体から避難住民を受け入れた場合は、避難元の地方公共団体の人材活用を図る。

イ 留意事項

避難所の管理運営にあたっては、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理運営に努める。

- (ア) 避難者数・世帯数の把握（避難者台帳の作成など）
- (イ) 正確かつ迅速な情報の伝達（国民保護措置の実施状況・実施予定、多言語による提供など）
- (ウ) 健康相談（心的外傷後ストレス障害（P T S D）を含む。）の実施、救護所の設置、仮設トイレの早期設置、プライバシーの確保や、生活習慣・文化・宗教の違いへの配慮など
- (エ) **避難行動要支援者**への配慮（施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所の確保など）
- (オ) 避難生活長期化への対応（生活相談所の開設、混乱防止のための避難者心得の掲示など）

ウ 応急仮設住宅等の確保

市は、避難住民等を収容する期間が長期にわたるときは、必要な戸数を迅速に把握し、府に報告するとともに、府の指示を受け、又は府を補助する場合において、速やかに応急仮設住宅の建設などにより施設の確保を図る。

(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与

市は、府の指示を受け、又は府を補助して、救援のために必要な食品の給与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与を行う。

給与、供給及び貸与にあたっては、自然災害時の方法に準じて、あらかじめ、調達・供給体制を確立しておく、必要に応じ、他市町村、関係業界団体等の支援・協力を得て、次のとおり実施する。

また、市のみでは食品、飲料水、生活必需品の確保が困難なときは、隣接市町村又は府に応援を要請する。

ア 飲料水の供給

市は、**大阪広域水道震災対策中央本部**を通じて、府の要請を受け、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- i 净水池、配水池等の給水拠点での給水の実施
- ii 給水車・トラック等による給水の実施
- iii 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- iv 給水用資機材の調達
- v 住民への給水活動に関する情報の提供

vi 飲料水の水質検査及び消毒

vii パック水・缶詰水の配布

イ 食品の給与、生活必需品の給与・貸与

市は、**府の指示を受け、または府を補助して、必要な物資を確保するため、次の措置を講ずる。**

i 避難所ごとの必要量の算定

ii 備蓄物資の給与又は貸与

iii 協定を締結している物資の調達

(4) 医療救護の提供及び助産

市は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、医療関係機関・医療関係者等と連携して、武力攻撃災害の状況に応じ、被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

実施にあたっては、医療関係者に対し、安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じたうえで、医療救護活動の実施を要請する。

なお、大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され、避難住民等に十分な医療が提供できない場合等には、必要に応じ、臨時の医療施設を開設する。

ア 医療情報の収集・提供活動

市は、泉佐野泉南医師会等の協力を得て、医療関係者・医療機関の被害状況、活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告するとともに、住民に対し可能な限り情報提供する。

イ 現地医療対策

市は、府及び関係機関等と連携して、適切な現地医療対策を実施する。

(ア) 現地医療の確保

a 医療救護班の編成・派遣

武力攻撃災害発生後直ちに、泉佐野泉南医師会等の協力を得て、医療救護班を編成・派遣し、医療救護活動を実施する。なお、市単独では十分対応できない場合は、原則として、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

b 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関が、所有する緊急車両等を活用し、移動するものとされているが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市は、府と連携して搬送

手段を確保し、搬送を行う。

c 救護所の設置・運営

市は、泉佐野泉南医師会等の協力を得て、避難所その他適当な場所に、応急救護所、医療救護所を設置し運営する。なお、医療機関の開設者から承諾が得られた場合は、医療機関を医療救護所とする。

d 医療救護班の受入れ・調整

市は、医療救護班の受入れ窓口を設置し、府等と連携して、泉佐野泉南医師会等の協力を得て、救護所への配置調整を行う。

(イ) 現地医療活動

a 救護所における現地医療活動

(a) 応急救護所における現場救急活動

武力攻撃災害発生直後に災害拠点病院等から派遣される医療救護班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ（治療の優先順位付け）等の現場救急活動を行う。

(b) 医療救護所における臨時診療活動

医療救護班等が医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

b 医療救護班の業務

- i 患者に対する応急処置
- ii 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- iii 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- iv 助産救護
- v 被災住民等の健康管理
- vi 死亡の確認
- vii その他状況に応じた処置

ウ 後方医療対策

(ア) 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府から受入れ病床の情報を確保する。

(イ) 後方医療活動

市は、府及び関係機関等と連携して、後方医療対策を実施する。

a 受入れ病院の選定と搬送

市は、府から得た医療機関の患者受入れ情報を踏まえ、特定の病院へ患者が集中

しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

b 患者搬送手段の確保

(a) 陸路搬送

患者の陸路搬送は、原則として**消防組合**が所有する救急車で実施し、十分確保できない場合は、府と連携して搬送車両を確保する。

(b) 空路搬送

市は、必要に応じ、府に対し、搬送用のヘリコプター等の確保を要請する。

(c) 海路搬送

市は、必要に応じ、府に対し、船舶の確保を要請する。

(ウ) 災害医療機関の役割

災害医療機関は、以下の役割分担により、医療救護活動を実施する。

区 分	役 割
基幹災害医療センター	地域災害医療センターとしての活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整を実施
地域災害医療センター	i 24時間緊急対応による救急患者の受け入れと高度医療の提供 ii 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整 iii 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援
特定診療災害医療センター	循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を実施 i 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供 ii 疾病患者に対応する医療機関間の調整 iii 疾病患者に対応する医療機関等への支援 iv 疾病に関する情報の収集及び提供
市災害医療センター	i 市の医療拠点としての患者の受け入れ ii 災害拠点病院等との連携による、患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整
災害医療協力病院	災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者の受入れを実施

エ 医薬品等の確保・供給活動

市は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、地域の医療関係機関及び医薬品等関

係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。なお、不足が生じたときは、府に対して供給の要請を行う。

オ 個別疾病対策

市は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、現地医療活動、後方医療活動等を行う。

(5) 被災者の搜索・救出

市は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、被災情報、安否情報等を踏まえ、消防機関、府警察、海上保安部等及び自衛隊等の関係機関と連携を図りながら、安全の確保に十分留意しつつ、武力攻撃災害のため生命若しくは身体が危険な状況にある者、生死不明の状態にある者（死亡した者を含む。）の搜索・救出活動を実施する。

(6) 遺体の処理、埋葬又は火葬

ア 市は、府の指示を受け、遺体の処理、埋葬又は火葬を行う。

その際、厚生労働省により、墓地、埋葬等に関する法律に規定する手続の特例が定められたときは、その特例に基づき実施する。

なお、身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

イ 市は、遺族が遺体の処理、埋葬又は火葬を行うことが困難もしくは不可能である場合は、府の指示を受け、遺族に代わって次の措置を実施する。

- i 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ii 埋葬又は火葬に相当の時間を要する場合の遺体の一時安置
- iii 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報の収集及び棺の調達、遺体搬送の手配等
- iv 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給

なお、市単独では遺体の処理、埋葬又は火葬を実施することが困難であるときは、「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

(7) 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定（地方）公共機関が避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備を臨時に設置する場合において、設置場所の提供など必要な協力をを行う。

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、住宅の被災状況の把握に努める。また、武力攻撃災害を受けた住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない状況となった者の住宅については、府の指示を受け、又は府を補助して、その居室、炊事場及び便所など、必要最小限度の部分の応急修理を行う。

(9) 学用品の給与

市は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、小学校児童・中学校生徒（特別支援学校の児童・生徒を含む。）・高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

(10) 生活支障物の除去

市は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、武力攻撃災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の把握に努め、住民が自らの資力をもってしては支障物を除去できない場合は、必要に応じて、支障物の除去を行う。

なお、市単独では対応が困難な場合は、府に対して、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行う。

第2節 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集

(1) 市長による収集

市長は、避難施設若しくは医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（住民以外で当該市に在る者及び死亡した者を含む。）の安否情報を、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集する。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名			
②フリガナ			
③出生の年月日	年	月	日
④男女の別	男	女	
⑤住所（郵便番号を含む。）			
⑥国籍	日本	その他（ ）	
⑦その他個人を識別するための情報			
⑧負傷（疾病）の該当	負傷	非該当	
⑨負傷又は疾病的状況			
⑩現在の居所			
⑪連絡先その他必要情報			
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない		
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない		
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する	同意しない	
※備考			

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情

報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することができます。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名			
②フリガナ			
③出生の年月日	年	月	日
④男女の別	男	女	
⑤住所（郵便番号を含む。）			
⑥国籍	日本	その他（ ）	
⑦その他個人を識別するための情報			
⑧死亡の日時、場所及び状況	負傷	非該当	
⑨遺体が安置されている場所			
⑩連絡先その他必要情報			
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない		
※備考			

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することができます。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

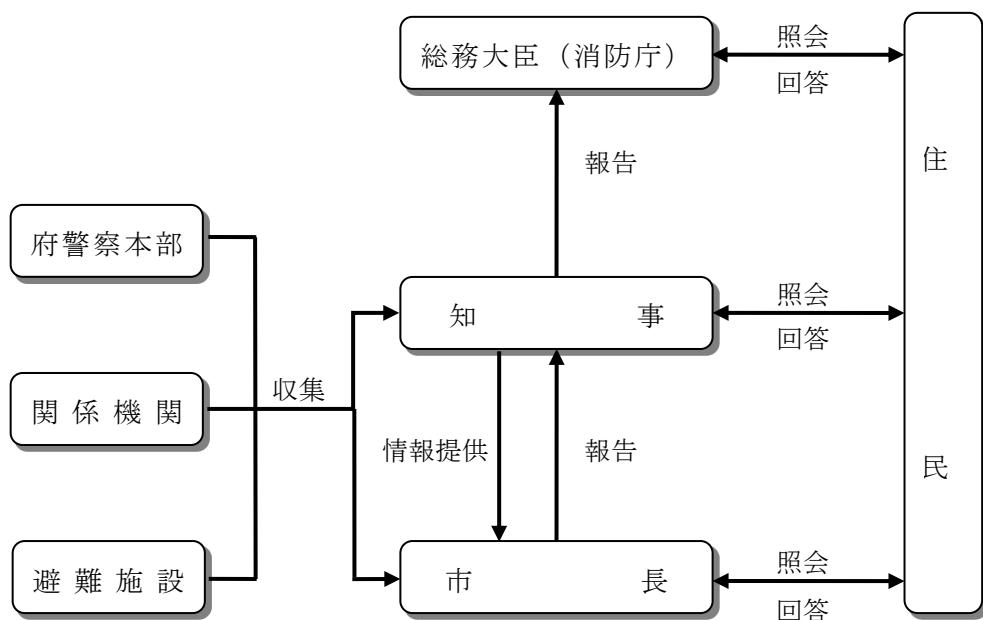
⑪の同意回答者名	連絡先		
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(2) 収集の方法

- ア 安否情報の収集は、避難誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、市が保有する情報を参考に避難所において避難者名簿を作成する等により行う。また、市が管理する医療機関及び諸学校、指定行政機関等からの情報収集、**消防機関及び府警察**への照会などによっても行う。
- イ 指定（地方）公共機関並びに運送機関、医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を要請する。なお、これらの機関に対し、安否情報の収集への協力を要請するにあたっては、当該協力が各機関の業務の範囲内において自主的な判断に基づくものであることに留意する。

《図：安否情報の収集・提供》



(3) 収集する対象と項目

	対 象	項 目
避難住民 (令 23 条)	避難・収容施設の住民	①氏名 ②出生年月日 ③性別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥個人を識別するための情報（①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合） ⑦居所 ⑧負傷・疾病状況 ⑨連絡先 ⑩その他（安否の確認に必要と認められる情報）
死亡・負傷住民 (令 24 条)	区域内で死亡した住民	①氏名 ②出生年月日 ③性別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥個人を識別するための情報（①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合） ⑦死亡日時・場所・状況 ⑧死体の所在
	区域内で負傷した住民	①氏名 ②出生年月日 ③性別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥個人を識別するための情報（①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合） ⑦居所 ⑧負傷・疾病状況 ⑨連絡先 ⑩その他（安否の確認に必要と認められる情報）

(4) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 知事に対する安否情報の報告

(1) 報告方法

市長は、収集、整理した安否情報を、知事に対し、報告する。報告は、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面（電子データ）を、安否情報の整理を円滑に行う観点から、電子メールで送信することにより行う。

ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合には、口頭、電話、ファクシミリを用いた送信、その他の方法により行う。

様式第3号（第2条関係）

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾患）の該当	⑨負傷又は疾病的状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病的状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報の報告時期

市長は、武力攻撃事態等の推移や避難住民の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、知事に対し、適時に、安否情報を報告するほか、知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告する。

3 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

- ア 市は、安否情報の照会窓口を市対策本部に設置するとともに、照会窓口の電話及びフアクシミリ番号、メールアドレスを、住民に周知する。
- イ 住民からの安否情報の照会については、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどの照会も受け付ける。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

年 月 日

総務大臣
 (都道府県知事) 殿
 (市町村長)

申請者

住所(居所)

氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けてください。(③の場合、理由を記入願います。))	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他()
備考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏名
	フリガナ
	出生の年月日
	男女の別
	住所
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認	
※備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないでください。

(2) 安否情報の回答

市長は、安否情報の照会があったときは、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分留意のうえで、速やかに回答する。

(3) 照会の要件と回答の内容

安否情報の照会を行う者の本人確認等を身分証明書により行う等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、次のとおり回答する。

なお、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

要 件	回 答 内 容
本人の同意がないとき又は 公益上特に必要があると認められないとき	避難住民に該当するか否か 及び 死亡し又は負傷しているか否か
本人の同意があるとき又は 公益上特に必要があると認められるとき	①氏名 ②出生年月日 ③性別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥個人を識別するための情報（①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合） ⑦居所（死体の所在） ⑧負傷・疾病状況（死亡日時・場所・状況） ⑨連絡先 ⑩その他（安否の確認に必要と認められる情報） ①から⑩のうち必要最小限の情報を回答する。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

様	年 月 日	
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日 付けで照会があつた安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考**
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

4 日本赤十字社に対する協力

市長は、保有する安否情報のうち、外国人に関するものを収集・整理、回答することとされている日本赤十字社から協力依頼があったときは、安否情報の提供など必要な協力をう。

5 個人情報の保護等への配慮

市長は、安否情報の収集・提供を行うにあたっては、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分配慮するものとする。また、場合によっては、安否を気遣う家族等の心情に配慮する必要があることに留意する。

なお、安否情報を有する関係機関に対し安否情報の収集への協力を要請する場合は、当該協力が各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

6 安否情報システムの利用

市は、安否情報の収集・提供を行う場合は、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムを利用するなど、効率的かつ安定的な安否情報の収集・提供を行う。

第4章 武力攻撃災害への対処

第1節 関係機関の役割

1 国の役割

国は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、知事に対し、武力攻撃災害の発生の防止や災害への対処等の措置を適切に実施するよう、その方針を示した上で、直ちに指示することとされている。

また、内閣総理大臣は、国民保護法の規定するもののほか、知事の要請があったときは、対策本部長の求めに応じ、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせることとされている。

2 府の役割

府は、府域に係る武力攻撃災害を防除及び軽減するため、武力攻撃災害への対処に関する必要な措置を講じることとされている。

知事は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、放射性物質や危険物質等による武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、国対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請することとされている。

3 市・消防の役割

市は、市域に係る武力攻撃災害を防除及び軽減するため、武力攻撃災害への対処に関する必要な措置を講ずる。

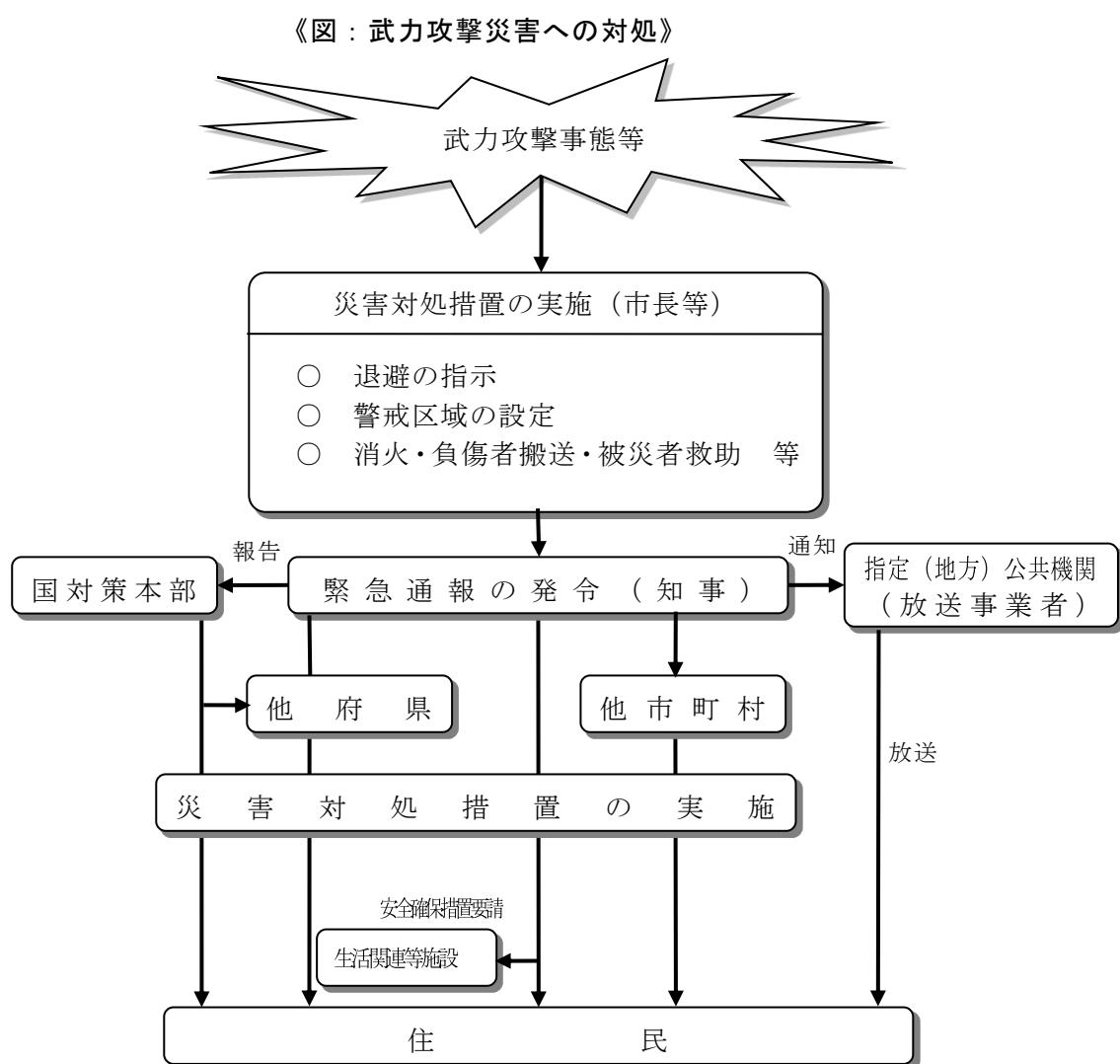
市長は、市域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、知事に対し、国対策本部長に上記要請を行うよう求める。

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

第2節 応急措置等の実施

市は、武力攻撃事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、他の機関との連携のもと、自らの判断に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、消火・救助・救急活動など、応急措置等を実施する。

この場合、市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。



- 1 緊急通報（前掲 p. 49）
- 2 退避の指示（前掲 p. 51）
- 3 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住

民からの通報内容、関係機関からの情報提供、助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(1) 設定者

設定者	警戒区域を設定する要件	
市長		当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「特に」必要があると認めるとき
知事	武力攻撃災害が発生し、 又は まさに発生しようと している場合	当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「緊急の」必要があると認めるとき
警察官 海上保安官		・市長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないとき ・市長若しくは知事から要請があつたとき
自衛官		市長その他国民保護法第114条第1項に規定する市長の職権を行なうことができる者がその場にいない場合に限り

(2) 設定方法

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、府警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

N B C 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。

ウ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。

エ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、府警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

オ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

4 消火・救助・救急活動

市・消防機関は、府、府警察及び海上保安部等などと相互に連携を図りつつ、安全の確保に十分留意したうえで、迅速かつ的確に、消火・救助・救急活動を実施する。

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害に関する情報の早急な把握に努めるとともに、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、**消防組合**は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

ア 災害発生状況の把握

高所見張り、ヘリコプター、高所カメラ等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

イ 応急活動

(ア) 消火活動

- a 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、武力攻撃災害の状況、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。
- b 延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(イ) 救助・救急活動

- a 府警察及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- b 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(3) 相互応援

ア **消防組合管理者**は、**消防組合内**の消防力では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が

必要な場合は、他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

イ **消防組合管理者**は、上記アによる消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

ウ **消防組合管理者**は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

エ 市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。また、海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、海上保安部等に応援を要請する。

オ 市域が被災していない場合、市長は、被災市町村長からの要請又は相互応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき、速やかに応援を行う。市域が被災している場合において、市は、火災の状況、地理、水利の情報を応援市町村に対して提供する。

(4) 安全の確保

ア 市長**及び消防組合管理者**は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないよう国の現地対策本部及び府対策本部等からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市域が被災していない場合、市長は、被災市町村長からの要請又は相互応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき応援を行うときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防**組合**と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

エ 市長若しくは消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職員・消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

(5) 関係機関による連絡会議の開催

市及び消防組合は、府、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等と、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を緊密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて、現地対策本部等において、連絡会議を開催する。

なお、市は、救助・救急活動以外の国民保護措置の実施にあたっても、必要に応じ、連絡会議の場を活用するなどして、現場における関係機関との情報連絡を緊密に行う。

(6) 住民への協力要請

市長若しくは消防吏員その他の市の職員は、市域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。

なお、この要請を行う者は、要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

第3節 生活関連等施設の安全確保

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 関係機関の役割

内閣総理大臣	<p>○武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全の確保が特に必要であると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を実施</p> <p>○この場合において、国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、立入制限区域の指定について必要な指示</p>
知事	<p>○武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、生活関連等施設の安全確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請</p> <p>○安全確保のため必要があると認めるときは、府公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請</p>
指定（地方）行政機関	<p>○武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、生活関連等施設の安全確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、自ら当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請</p> <p>○要請を行ったときは、直ちに、その旨を知事に通知</p>
生活関連等施設の管理者	<p>○警備の強化などの安全確保措置を実施するよう要請を受けた施設管理者は、府警察、消防機関、その他の行政機関に対し、施設の安全確保のため、必要な支援を「求め」</p>
府公安委員会 海上保安部長等	<p>○知事から要請があったとき、又は、事態に照らして特に必要があると認めるときは、立入制限区域を指定</p> <p>○警察官又は海上保安官は、特に施設管理者の許可を得た者以外の者に対し、立入制限・禁止又は退去を命令</p>

(2) 対象施設

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設で政令で定めるものをいう。

- i 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- ii その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

	政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律
①	発電所又は変電所	電気事業法
②	ガス工作物	ガス事業法
③	取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法
④	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法
⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法
⑥	放送用無線設備	放送法
⑦	水域施設又は係留施設	港湾法
⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港法及び航空法
⑨	ダム	河川管理施設等構造令
⑩	危険物質等の取扱所	国民保護法

(3) 市の役割

ア 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を府などから収集する。

イ 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

ウ 市が管理する施設の安全の確保

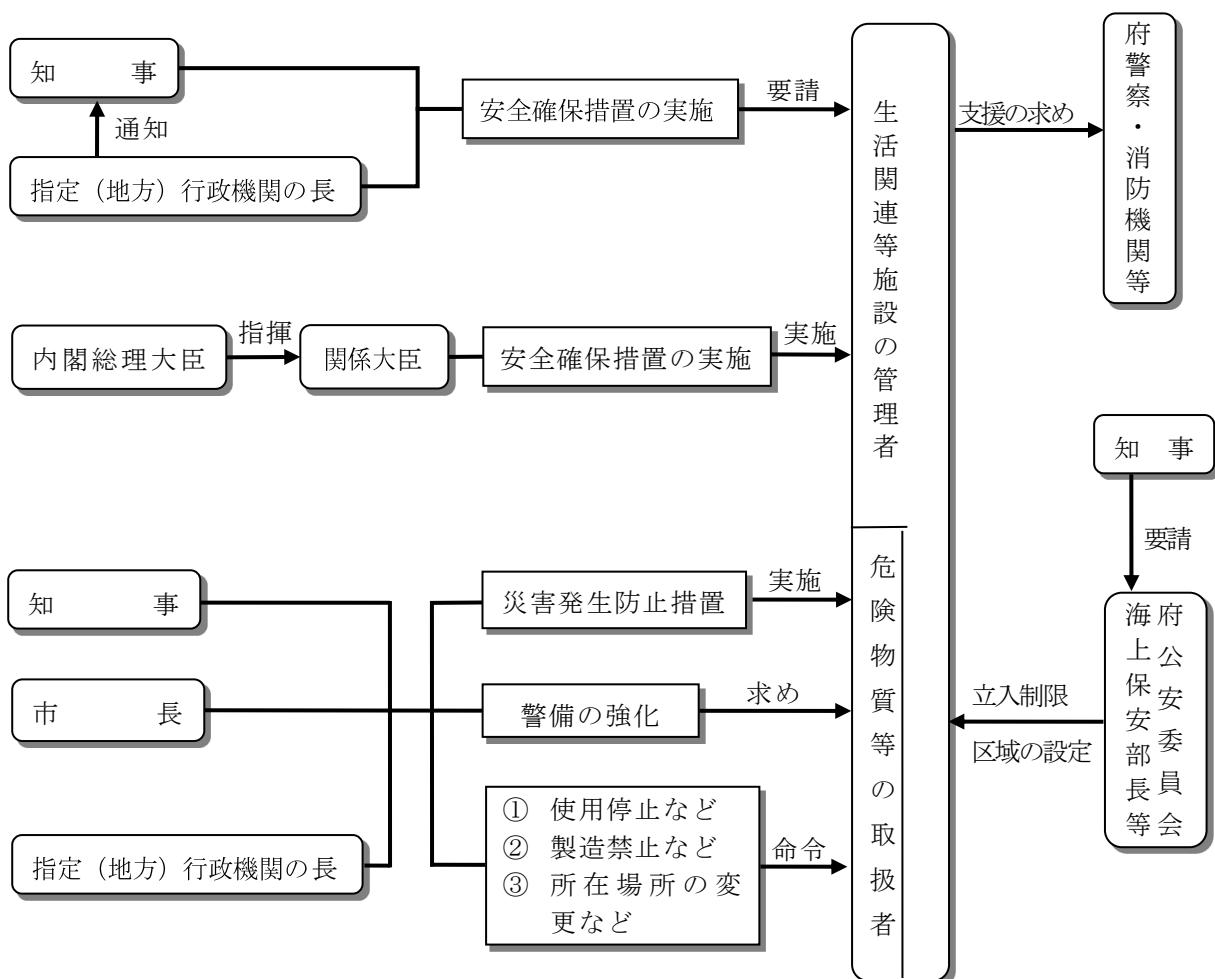
市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場

から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、府警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

《図：生活関連等施設の安全確保》



2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止

(1) 実施主体

主体	権限	要件	対象
・市長 ・知事 ・指定（地方） 行政機関の長	警備の強化の求め	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるとき	危険物質等の取扱者 (占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取扱う者)
	措置の実施命令 (措置内容は下記のとおり)	緊急の必要があると認めるとき	
	管理状況の報告の求め	措置の実施を命ずるため必要があると認めるとき	

(2) 危険物質等に関する措置命令等

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、警備の強化を求めるほか、緊急の必要があると認めるときは、政令で定められた武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

また、措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

(3) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容

危険物質等とは、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で、以下の通りのものである。

ア 対象物質

市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は本市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)

※移送取扱所とはパイプラインなどであり、複数の消防本部に跨る

イ 措置内容

- i 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）〔措置1〕
- ii 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）〔措置2〕
- iii 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）〔措置3〕

物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措置		
			措置1	措置2	措置3
①	危険物 【消防法】	総務大臣 知事 市町村長	第12条の3	○	○
②	毒物及び劇物 【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市※	○	○	○
③	火薬類 【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 府公安委員会	第45条	同左	同左
④	高圧ガス 【高圧ガス保安法】	経済産業大臣 知事	第39条	同左	同左
⑤	核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子力基本法】	原子力規制 委員会	□	□	□
⑥	核原料物質 【原子力基本法】	原子力規制 委員会	○	○	○
⑦	放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射線障害防止法】	原子力規制 委員会	第33条第4項	同左	同左
⑧	毒薬及び劇薬 【医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律】	厚生労働大臣 知事	○	○	○
⑨	事業用電気工作物内の高圧ガス 【電気事業法】	経済産業大臣	○	○	○
⑩	生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣	○	○	○
⑪	毒性物質 【化学兵器禁止法】	経済産業大臣	○	○	○
備考					
(注1) ※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。					
(注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条（事業所外運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加）の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。					
(注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。					

3 石油コンビナート等に係る災害への対処

石油コンビナート等特別防災区域（関西国際空港地区）に係る武力攻撃災害への対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、府と連携して、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する

る措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

4 武力攻撃原子力災害への対処

原子力事業所（京都大学複合原子力科学研究所・原子燃料工業株式会社熊取事業所）に係る武力攻撃災害への対処については、市は、生活関連等施設及び危険物質等の取扱所に関する措置に加え、地域防災計画等に定められた措置に準じて対処する。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に以下の点に留意する。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者

から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣。以下同じ）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあ

るとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は府より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

　i 試験研究用原子炉等にあっては、文部科学大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、文部科学大臣及び国土交通大臣）

ウ 市長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(2) 住民の避難誘導

ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を作成し、住民の避難誘導を行う。

イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、府等によるモニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に

職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(4) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対して、必要な措置を講じるべきことを命令するよう関係する指定行政機関の長に要請するよう求める。

また、市長は、生活関連等施設に係る規定に基づき、知事に対して、安全確保のために必要な措置を講ずるよう原子力事業者に要請するよう求める。

(5) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(6) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(7) 要員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、府地域防災計画（原子力災害対策編）に定められた措置を講ずる。

第4節 N B C攻撃による災害への対処

1 関係機関の役割

国 (内閣総理大臣)	○N B C攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣等を指揮して、N B C攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施 ○国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請
府 (知事)	○内閣総理大臣からの要請を受けた場合、自ら協力して汚染の拡大を防止するための必要な措置を実施 ○汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるとときは、市町村長、関係消防組合の管理者若しくは消防長、府警察本部長に対し必要な協力を要請

2 市の役割

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれにに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、府警察、

海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

(4) 市長等の権限

ア 市長又は消防長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、府警察等の関係機関と調整しつつ、下記の措置を実施する。

- i 汚染され、又は汚染された疑いがある「飲食物、衣類、寝具その他の物件」の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、又は禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。
- ii 汚染され、又は汚染された疑いがある「生活の用に供する水」の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。
- iii 汚染され、又は汚染された疑いのある「死体」の移動を制限し、又は禁止すること。
- iv 汚染され、又は汚染された疑いがある「飲食物、衣類、寝具その他の物件」を廃棄すること。
- v 汚染され、又は汚染された疑いがある「建物」への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。
- vi 汚染され、又は汚染された疑いがある「場所」の交通を制限し、又は遮断すること。

イ 上記アの i から iv の措置を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する（差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。）。また、上記アの v 及び vi の措置を講ずるときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する（差し迫った必要があるときは、現場における指示をもってこれに代える。）。

- i 当該措置を講じる旨
- ii 当該措置を講じる理由
- iii 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記アの v 及び vi の措置を講ずる場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- iv 当該措置を講ずる時期
- v 当該措置の内容

(5) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を府に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(6) 要員の安全の確保

市長又は消防長は、危険が及ぼないよう防護服を着用させるほか、武力攻撃災害の状況等の情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第5節 保健福祉・衛生

市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、府及び社会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。

また、市は、府と連携して、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応じ、健康相談等窓口を設置する。

1 防疫活動

市は、感染症法（感染症名は95ページ参照）、結核予防法、災害防疫実施要綱（厚生労働省）及び国民保護法第121条の規定による特例に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

ア 府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

i 消毒措置の実施（感染症法第27条）

- ii ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - iii 避難所の防疫指導
 - iv 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - v 衛生教育及び広報活動
- イ 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- ウ 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
- エ その他、感染症法等により、府の指示を受け必要な措置を行う。

【参考】

類型	感染症名
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱 、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群 （病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス 、 パラチフス

2 食品衛生監視活動

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、府と連携して、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

3 飲料水衛生確保対策

- (1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、府と連携して、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民への情報提供を実施する。
- (2) 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

- (3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、府に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

4 避難住民等の健康維持活動

市は、府と連携して、避難住民等の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、避難住民等の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談等の実施

- ア 避難住民等の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- イ 避難住民等の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- ウ 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

- ア 災害による心的外傷後ストレス障害（P T S D）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
- イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

5 福祉サービスの提供

市は、府と連携して、被災した高齢者・障害者等に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体と協力して、継続的に福祉サービスの提供を行う。

(1) 福祉ニーズの把握

- 市は、被災した高齢者、障害者等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、府と連携して、福祉ニーズの迅速な把握に努める。
- また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 支援活動

市は、府と連携して、被災した高齢者、障害者等に対して、関係団体と協力し、ホームヘルパーの派遣等必要な在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(3) 緊急入所等

市は、府と連携して、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、障害者等について、本人の意思を尊重した上で、福祉型避難所への避難又は関係団体の協力を得て、社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

6 応援要請

市は、防疫活動、食品衛生監視活動、健康維持活動及び福祉サービスの提供において、市単独での対処が困難になった場合は、府及び近隣市町村に応援を要請する。

7 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。

第6節 廃棄物の処理

市は、府と連携して、廃棄物処理法及び国民保護法第124条の規定による特例に基づき、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

1 し尿処理

(1) 初期対応

ア 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域（安全な地域に限る。）におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 処理活動

ア 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。

- イ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- ウ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

2 ごみ処理

(1) 初期対応

- ア 避難所をはじめ被災地域（安全な地域に限る。）におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

- ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

イ 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

- エ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

3 がれき処理

(1) 初期対応

ア がれきの発生量を把握する。

イ がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(2) 処理活動

ア がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

イ がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

エ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

第7節 被災情報の収集・報告・公表

1 被災情報の収集

- (1) 市長は、電話、防災行政無線等その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市長は、情報収集に当たっては消防機関、府警察、海上保安部等などとの連絡を密にする。また、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

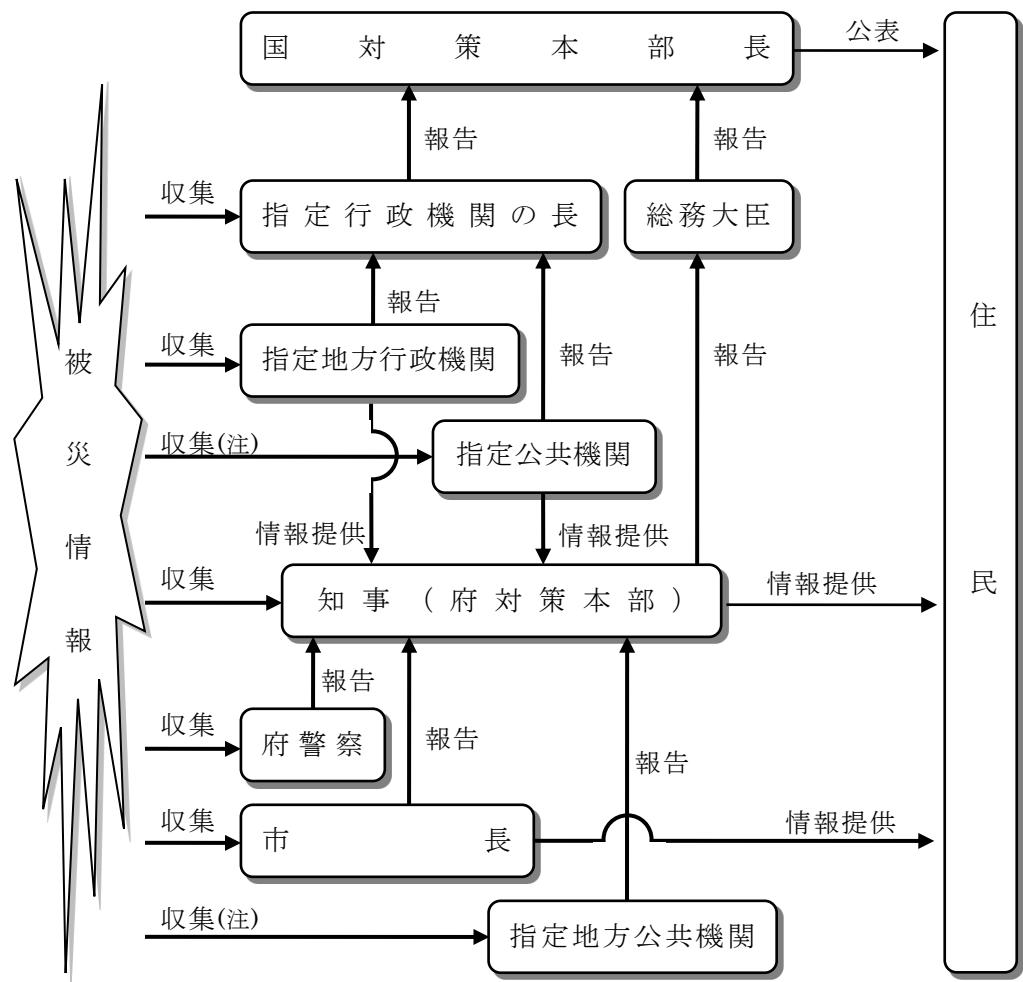
- (1) 市長は、自ら収集した被災情報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに知事に報告する。
- (2) 市長は、第一報を知事に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について消防庁が定める様式に従い、電子メール、ファクシミリ等により知事が指定する時間に報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、知事に報告する。

3 公表・情報提供

市は、情報提供にあたっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者を置くなどにより、正確かつ積極的な情報提供に努める。

また、提供する情報の内容について、府に通知し、情報交換を行うよう努める。

《図：被災情報の収集・報告・公表》



(注)：管理する施設・設備及び業務として行う国民保護措置に関する被災情報に限る。

第5章 国民生活の安定

1 生活関連物資等の価格安定

武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、市は、府等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童・生徒等に対する教育

市教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置、**国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置**を災害の状況に応じて実施する。

3 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

4 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために、大阪府と連携して必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、道路管理者として、安全な通行の確保に努めるなど、当該道路を適切に管理する。

第3編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備

第1節 市における組織・体制の整備

1 各部における業務

市の各部は、地域防災計画に定められた業務の大綱に準じ業務を行うこととし、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするために、次の表に掲げる業務のための準備を行う。

部 名	平 素 の 業 務
市民協働部	<ul style="list-style-type: none">・市国民保護対策本部に関すること・避難実施要領の策定に関すること・国民保護関係機関との連絡・調整・国民保護に係る広報公聴活動・報道関係機関との連絡 等
市長公室	<ul style="list-style-type: none">・国民保護対策関係予算等の財務・国民保護に関する情報収集及び整理 等
総務部	<ul style="list-style-type: none">・庁舎の警備管理・運送車両の確保（避難住民）・安否情報の収集・提供等・特殊標章等の交付等に関すること 等
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none">・救護所及び現地における傷病者の応急治療に関する調整 等
こども部	<ul style="list-style-type: none">・担当施設の災害応急対策及び復旧・園児の避難 等
都市整備部	<ul style="list-style-type: none">・道路の整備及び復旧・担当施設の災害応急対策及び復旧 等
上下水道局	<ul style="list-style-type: none">・下水道施設の整備及び復旧・水道施設の被害状況の把握・応急給水及び応急復旧 等
教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・避難施設の運営体制の整備に関すること・担当施設の災害応急対策及び復旧・応急教育・児童・生徒の避難 等

りんくう総合 医療センター	・医療活動の実施	等
各部共通	・警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・住民の避難誘導に関すること。 ・その他国民保護措置の実施	
消防組合	・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む）	等

2 職員の配備体制の整備

(1) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ、当直等（守衛及び民間警備員の当直を含む。）の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(2) 参集職員への連絡網の整備

市は、武力攻撃事態等の発生時に幹部職員及び国民保護担当職員等が迅速に参集できるよう、携帯電話等を連絡手段とする連絡網をあらかじめ作成し、整備する。

(3) 代替参集職員の確保

交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替参集職員として指名しておく。

3 参集職員の服務基準

市は、参集した職員の行うべき所掌事務を、あらかじめ定める。

4 市対策本部の機能確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- i 交代要員の確保その他職員の配置
- ii 食料、燃料等の備蓄
- iii 自家発電設備の確保
- iv 仮眠設備等の確保
- v 対策本部の予備施設の指定 等

5 消防機関の体制

(1) 消防組合における体制

消防組合においては、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防組合における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防組

合との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、府と連携して、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、消防団の国民保護措置についての訓練への参加を促す。

さらに、市は、消防組合における参考に、消防団員の参考基準を定める。

第2節 関係機関との連携

1 連携体制の整備

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の連絡先一覧の作成等

市は、国、府、他の市町村、指定（地方）公共機関その他の関係機関等の連絡先一覧を作成・更新する。

(3) 関係機関との情報共有

市は、関係機関との意見交換・情報交換の場を設置する等により、関係機関との情報の共有化等を図る。

2 府との連携

(1) 府の連絡先一覧の作成等

市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話・アクセス番号、電子メールアドレス等）等の一覧を作成・更新する。

(2) 府との情報共有

市は、府と連携した対応が行えるよう、「市町村防災・危機管理担当部課長会議等」の場を活用するなどして、緊密な情報の共有を図る。

(3) 府警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態時において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。

3 他の市町村との連携

(1) 近隣市町村との情報共有

市は、地域ブロック単位での会議の場を活用するなどして、市町村相互に連携した対

応が円滑に行えるよう、平素から、近隣市町村と緊密な情報の共有を図るとともに、緊急連絡網の整備・更新を図る。

(2) 相互応援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において市町村間で人的及び物的な相互応援ができるよう、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うなどにより、相互応援体制を整備する。

(3) 消防機関の連携体制の整備

市及び消防組合は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。

4 指定（地方）公共機関等との連携

市は、指定（地方）公共機関等の連絡先一覧を作成・更新するとともに、国民保護措置の実施について必要な協力等が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所の国民保護に係る自発的な取組を支援するとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

市は、国民保護措置の実施にあたり、住民の自発的な協力を得られるよう、広報・啓発や活動支援を行う。

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、府と連携して、自主防災組織等の核となるリーダーに対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

(2) 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において、ボランティア活動が自発的に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 研修

1 研修の実施

国民保護措置の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、市は、国民

保護措置の実施に必要な知識について、市職員に対し、研修を自ら実施するほか、府等の関係機関と連携・協力し、消防団員などの措置従事者への研修を推進する。

2 市職員に対する研修

市民協働部自治振興課危機管理室と総務部人事課が連携して、国民保護関係の研修を行うとともに、各部課においても、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう研修を行う。

また、市は、危機管理に的確に対応できる職員を育成するため、自治大学校や消防大学校、市町村職員中央研修所、府などの研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

3 府等関係機関と連携した研修

市は、府等関係機関と連携し、消防団員をはじめ国民保護措置の実施に従事する者に対して研修を行う。研修にあたっては、必要に応じて有識者等を講師に招くとともに、国が作成するビデオ教材やe-ラーニングを活用する。

4 消防機関による研修

消防機関は、N B C攻撃により発生した特殊災害に安全かつ適切に対応できるよう、専門的人材を育成するための研修を行う。

第4節 情報収集・提供

1 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び住民に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市は、府や関係機関と連携して、無線通信網の多重化や停電対策等を実施するなど、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線

等のデジタル化を行い、通信体制の整備等通信の確保に努める。

4 非常通信体制の確保・整備

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保、災害時優先電話の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用して、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

第5節 広報・啓発

1 広報・啓発体制の整備

市は、府や報道機関などと連携して、国民保護に関する情報を迅速かつ正確に提供できるよう、あらかじめ災害広報責任者を選任し、提供すべき項目の明確化や広報資料のひな型の作成などの事前整備を行う。

2 住民に対する広報・啓発

市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、住民に対し、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用するとともに、講演会等の様々な機会を通じて国民保護措置の重要性について広く啓発を行う。

その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障害者、外国人等に配慮する。

第6節 訓練

市は、単独、又は国、府をはじめ関係機関、他の市町村等と共に、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実動訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、住民の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。

その際、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

また、訓練は、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、N B C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武

力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

なお、訓練終了後は、訓練評価により課題や教訓を明らかにしたうえで、計画の見直し等に反映させる。

【訓練項目】

- i 対策本部の設置・運営訓練
- ii 被害状況、安否情報などの収集・提供訓練
- iii 警報・避難指示などの通知・伝達訓練
- iv 避難誘導訓練
- v 救援実施訓練

第7節 備蓄

1 市における物資及び資材の備蓄・整備

(1) 防災のための備蓄の活用

市は、住民の避難や避難住民の救援等に必要な物資及び資材のうち、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえて備蓄・整備し、適宜備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握、点検等を行う。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置・除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な医薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているが、市としても、国の整備の状況等も踏まえ、府と連携しつつ対応する。

2 府・近隣市町村・関係団体等と連携した備蓄・調達

市は、府及び近隣市町村と連携し、他の自治体からの避難住民の受入れも想定した、物資・資材の備蓄・調達に努める。また、大量に備蓄することが困難な品目などについては、関係団体・企業の協力のもと、事態発生時には、優先的に調達することができるよう努める。

3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施を念頭において、その管理する施設及び設備について、整

備し、又は点検する。

(2) **ライフライン施設の機能性の確保**

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) **復旧のための各種資料等の整備等**

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第2章 避難・救援・災害対処

第1節 避難

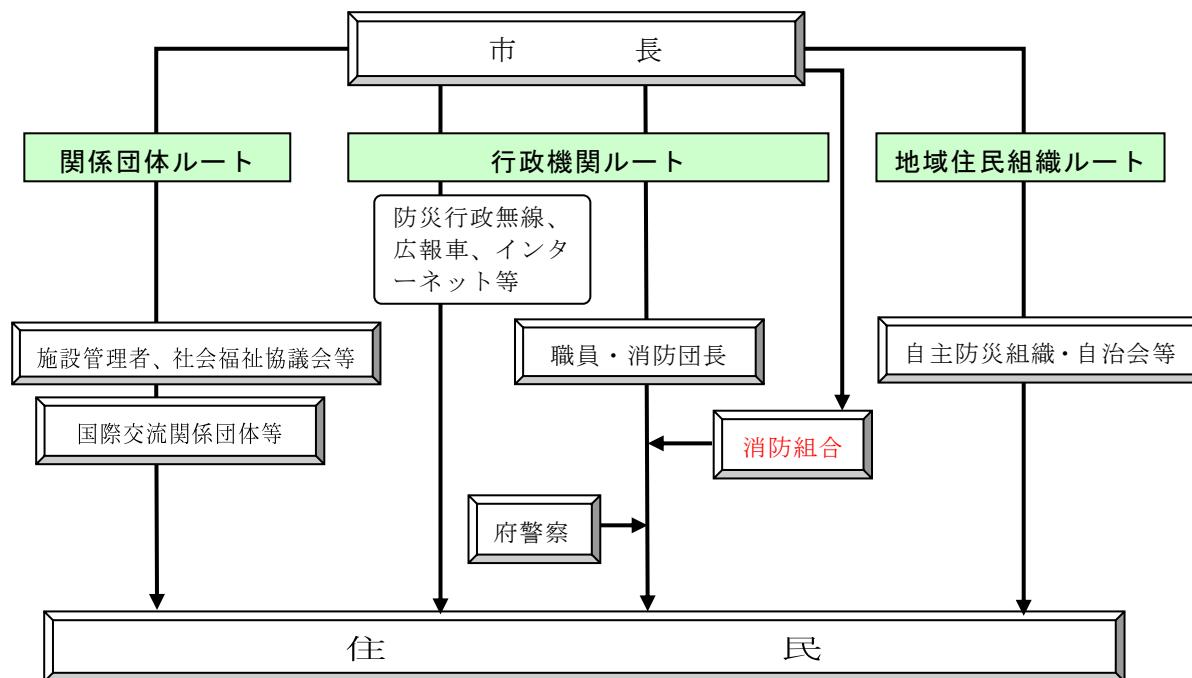
1 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、公共交通機関の輸送力のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

2 警報の伝達・通知

(1) 警報の伝達・通知先の確認

市は、知事から警報等の通知があった場合、市長が伝達・通知を行うことになる関係のある公私の団体等関係機関の連絡先、連絡方法等について確認しておく。



(2) 府警察との連携

市長は、警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うため、市の伝達体制や伝達手段について、府警察に事前に情報提供をするなど、協力体制を構築する。

(3) 伝達ルートの確保

市長は、きめ細かく警報の内容を伝達するため、社会福祉施設、病院、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉・医療関係者や、自治会、自主防災組織等の地域住民組織、国際交流関係団体等との協力体制を整備し、それらが構築しているネットワークを活用できるようにするなどして、高齢者、障害者、外国人等に配慮した伝達ルートの確保に努める。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の通知を受けたときに、府との役割分担のもと警報の伝達を行うこととなる、市域に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、連絡先、連絡方法を確認しておく。

(5) 伝達方法の住民への周知

ア 伝達用サイレンの周知

市長は、国民保護に係る住民へのサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）について、国・府と連携して、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

イ 伝達体制等の周知

警報の通知を受けた放送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送するものとされていることから、市長は、住民に対し、その旨を、あらかじめ周知する。

(6) 避難行動要支援者への伝達

市長は、**避難行動要支援者**について、対象者の事前把握に努め、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認するなどして、円滑に伝達できるようにしておくとともに、近隣住民間における**避難行動要支援者**への警報の伝達を支援する仕組みづくりに努める。

(7) 新たな伝達手段の検討

警報の伝達にあたっては、現在市が保有する伝達手段に基づき行うほか、携帯電話の一斉メールをはじめとした新たな伝達手段について検討する。

3 避難誘導

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市長は、市の他の執行機関、消防長・消防団長、府、府警察、海上保安部等、自衛隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル及び府計画を参考に、複数の避難実施要領のパターン（市域を越えるパターンを含む）をあらかじめ作成し、府に報告する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難方法、誘導方法等や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などについて配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

ア 社会福祉施設入所者、病院入院患者等

(ア) 市長は、病院、社会福祉施設等、自ら避難することが困難な者が入院・滞在している施設の管理者に対し、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しなどのほか、車椅子や担架による移動補助、車両による搬送など、火災や地震等への対応に

準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

あわせて、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について施設管理者と調整する。

(イ) 重篤入院患者等、避難誘導中あるいは避難先においても継続的に医療や介護を必要とする者については、その搬送手段、搬送先を、あらかじめ、医療機関や社会福祉施設等関係機関と調整する。

イ 在宅者

市は、日頃から、高齢者、障害者その他の自ら避難することが困難な者の所在把握に努め、車両等の避難手段の確保策について検討する。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者など福祉関係者等との連携・協力体制を整備するとともに、近隣住民の協力を得て、地域で**避難行動要支援者**の避難を支援する仕組みづくりに努める。

(3) 近隣市町村との連携の確保

市は、市域を越える避難や退避を念頭において、平素から、近隣市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うとともに、訓練を実施するなどして、緊密な連携を確保する。

(4) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校、事業所単位により集団避難できるよう、平素から、各学校、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

また、市及び市教育委員会は、自然災害時の対応に準じて、教職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しを行えるよう連絡網を整備するとともに、適切な避難誘導を行うことができるよう対応を確認する。

4 避難施設

(1) 避難施設の指定

知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、市町村と連携して、**住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握して**次の避難施設を指定するとされている。

タイプ	施設例	主な目的
収容型	学校、公民館、集会場、体育館等	避難の期間が比較的長期に及ぶ場合の避難施設
集合型	公園、広場、駐車場等	i 避難の際の一時的な集合場所 ii 救援（炊き出しや医療の提供など）の実施場所 iii 応急仮設住宅、臨時医療施設等の建設用地
退避型	堅牢な建築物、地下施設（地下街、地下駅舎、地下駐車場）等	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設
福祉型	社会福祉施設、宿泊施設等	高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦その他の特に配慮を要する者を収容する福祉避難施設

(2) 指定への協力

市は、府が行う避難施設の指定に際し、必要な情報を適切に提供するなど、府に協力する。

市は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して住民に周知する。

また、市は、指定施設の廃止または用途変更等により、避難または物資の救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の増減を伴う変更がある場合は、施設管理者に対して文書等により府に届け出るように周知する。

5 運送の確保

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、府と連携して、運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握・共有する。

(2) 運送経路の確認

市は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、府と連携して、運送車両の運行を確保するための経路等について、府警察及び道路管理者と協議しておく。

また、市域を越えて円滑に避難誘導が行えるよう、経路等について、府及び近隣市町村と協議しておく。

第2節 救援

1 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備等

市は、府の指示を受け、又は府を補助して救援を実施する場合をかんがみて、府と連携して、関係医療機関のデータベース、備蓄物資のリスト等の基礎的資料を準備する。

(2) 府との調整

市は、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、府との役割分担等について、あらかじめ府と調整を行い、調整の結果、市長が行うこととされた救援に関する措置については、円滑に実施できるよう、必要な事項を定めておく。

2 安否情報の収集・整理・提供

(1) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理、報告及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。また、府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等、安否情報を保有し収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておく。

第3節 災害対処

1 被災情報の収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

2 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、自らの管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している

場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察、海上保安部等との連携を図る。

第3章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 意義

ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 内容

(1) 特殊標章

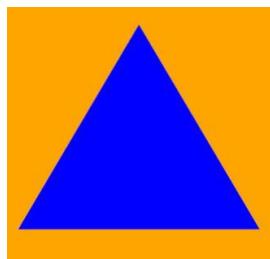
第一追加議定書に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面

 <small>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</small>	
身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 <small>for civil defence personnel</small>	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
<small>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</small> <small>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</small>	
交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____
<small>許可権者の署名/Signature of issuing authority</small>	
有効期間の満了日/Date of expiry _____	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<small>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</small> <small>血液型/Blood type</small> _____ <small>-----</small> <small>-----</small>		
<small>所持者の写真</small> <small>/PHOTO OF HOLDER</small>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

3 特殊標章等の交付及び管理

(1) 市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長

- i 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ii 消防団長及び消防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- iii 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- iv 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- i 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ii 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- iii 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- i 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ii 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 市長、消防長及び水防管理者は、特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

第4編 復旧等

第1章 施設の応急復旧

第1節 基本的事項

1 復旧のための体制・資機材の整備

市は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うための体制及び資機材を整備するよう努める。

2 応急復旧の実施

市は、武力攻撃災害発生後、安全の確保に配慮したうえで、可能な限り速やかに、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行う。

3 通信手段の確保

市は、国民保護措置を実施する上で重要な情報通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮したうえで、速やかに応急復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保する。

なお、復旧措置を講じても、なお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、府を通じて総務省にその状況を報告する。

4 府等に対する支援要請

自らの要員、資機材などで応急復旧できない場合は、必要に応じ、知事に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急復旧のために必要な措置の支援を求める。

なお、他の市町村との間で、あらかじめ相互応援協定等が締結されている場合などは、その協定等に基づき、応援を要請する。

5 主要施設の応急復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

なお、府から依頼があった場合は、市域内における応急復旧等の状況について、情報提供する。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の

除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

第1節 国における所要の法制の整備

国は、国民保護法第171条の規定に基づき、武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、速やかに、法整備のための所要の措置を講ずることとされている。

また、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、武力攻撃災害による被災状況等を踏まえつつ、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。

市は、国が示す方針に従って、府と連携し、市域の復旧を行う。

第2節 所要の法制が整備されるまでの復旧

- 1 市は、武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。
- 2 市は、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。
- 3 市は、復旧にあたって、その対象となる施設の被害の状況、市及び府が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

1 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、市は、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償、損害補償及び損失補てん

1 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

2 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのため死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、府対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第4章 国民の権利利益の救済に係る手続等

第1節 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関すること。(法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。(法第70条第1,3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1,2項)
不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、第175条)	

第2節 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、文書の逸失等するところがないよう、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

なお、市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。